

山梨県 業務継続計画

(山梨県自然災害BCP)

令和8年2月

目 次

第1章 業務継続計画の基本的考え方	1
1 山梨県業務継続計画の背景と位置付け	1
2 用語の定義	1
3 業務継続計画の基本方針	2
4 業務継続計画の対象となる範囲	2
5 業務継続計画の効果	3
6 業務継続計画と地域防災計画の相違点	4
第2章 計画の前提となる被害想定と県庁の資源	5
1 被害想定	5
2 業務継続のための備蓄	13
第3章 発災後の対応	14
1 職員の参集	14
2 業務実施体制	21
第4章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務	24
1 非常時優先業務	24
第5章 今後の取組み	35
1 業務継続計画の課題	35
2 業務継続計画の実効性の向上	35

第1章 業務継続計画の基本的考え方

1 山梨県業務継続計画の背景と位置付け

本県は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれた急峻な地域が多く、地震、暴風、豪雨、豪雪、地滑り、そして活火山である富士山の噴火など、多様な災害に注意をはらう必要がある地域である。

特に、地震のうち南海トラフ地震は高い確率で発生が危惧されているほか、豪雨災害等についても激甚化・頻発化の傾向にあり、県民生活や経済活動への影響を最小化するための行政の役割に対する期待は一層高まっている。

大規模自然災害により、県庁が被災した場合においても、県は地域防災計画等に基づき、応急・復旧業務はもとより、中断した場合、社会的に大きな影響を与えるおそれがある重要な通常業務を継続する必要がある。

このため、「山梨県業務継続計画（山梨県自然災害BCP）」（以下「本計画」という。）は、あらかじめ、大規模自然災害という非常事態において優先的に遂行する業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定した上で、県庁が被災し、人員、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても、より適切な対応が図られることを目的として策定している。

2 用語の定義

（1）業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）

業務継続計画とは、人員、物資、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（2）非常時優先業務

大規模自然災害の発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務及び発災に伴う新規発生業務（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。（第4章 1「非常時優先業務」を参照。）

3 業務継続計画の基本方針

大規模自然災害発生時には、県庁の通常業務は原則として休止し、県民等の生命・身体及び財産を保護するとともに、社会経済活動に与える影響を最小限にするための業務である非常時優先業務を最優先に実施することとする。

4 業務継続計画の対象となる範囲

(1)組織

知事部局、出納局、議会事務局、企業局、教育委員会、各種行政委員(会)事務局

(2) 庁舎

本庁舎(本館、別館、北別館、防災新館、県議会議事堂)

※非常時優先業務の選定、業務着手時間及び参集先の設定については、(1)の出先機関についても実施する。

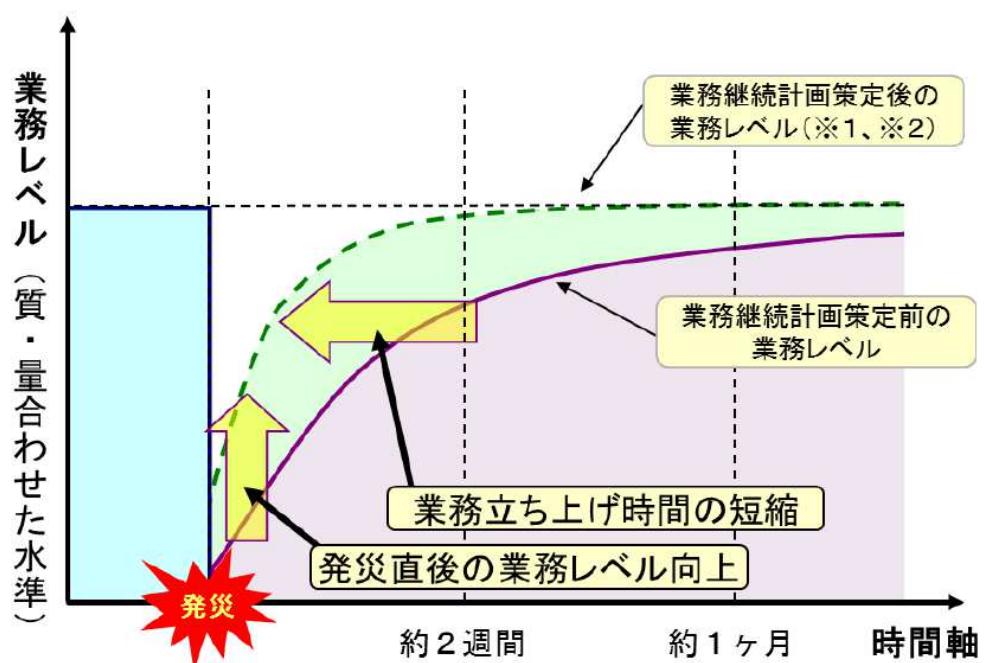
【本庁舎構内図】



5 業務継続計画の効果

人員、物資、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務を特定するとともに、当該非常時優先業務の継続のため必要な資源の確保・配分等をあらかじめ講じることにより、下記に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルで業務継続を行うことができる。

《業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ図》



出典:内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月改定)」から引用

6 業務継続計画と地域防災計画の相違点

地域防災計画は災害対策基本法に基づいて策定され、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものである。

一方、業務継続計画は災害時に県庁が被災し、利用できる資源(職員や設備等)に制約が伴う状況下においても地域防災計画に定められている応急業務や災害時でも優先して行う通常業務などの非常時優先業務を適切に遂行する体制をあらかじめ検討するものである。

	業務継続計画(BCP)	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。	災害対策基本法に基づき、地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。
対象業務	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない(一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する。	備蓄一般として記載されている傾向。

第2章 計画の前提となる被害想定と県庁の資源

1 被害想定

(「山梨県地震被害想定調査結果」(令和5年)より)

(1)前提として想定する大規模自然災害:曾根丘陵断層帯による地震(マグニチュード7.3)

本県で想定される自然災害としては、地震災害の外、大雨等による風水害、地震・大雨に伴う土砂災害、豪雪、富士山噴火による火山災害などがある。

業務継続計画は、県庁が被災した場合において、なお業務を適切に執行できるよう策定する計画であるため、本庁舎が最も大きく被災するケースを想定災害とすることが望ましいとされている(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月改定)」)。

曾根丘陵断層帯による地震は、県中心部において震度7の揺れが広く発生し、大きな被害が想定されることから、本計画の前提となる大規模自然災害の想定事象とする。

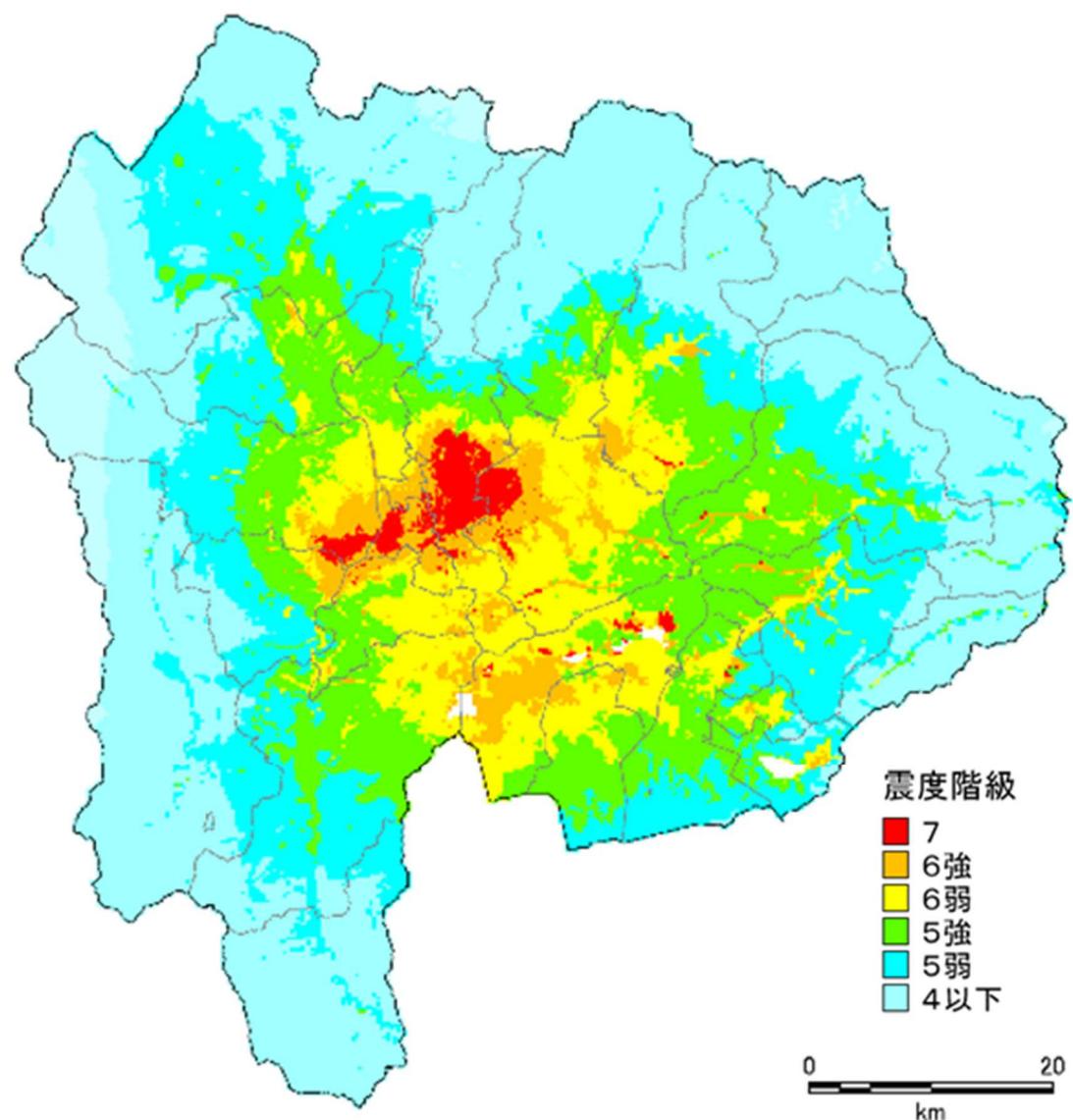
その他の地震、風水害や豪雪、火山噴火等の大規模自然災害時についても、災害類型や発生条件等により、被害状況や制約を受ける資源等は異なるものの、基本的には本計画を柔軟に応用することで対応が可能と考えられる。

(2)発災条件

想定の季節・時間帯	冬の5時 風速8m
-----------	-----------

※ 人的被害が最も大きく、職員の参集率が低い時間と想定される条件として選定。

(3) 県内の被害想定
《 県内震度分布図 》



【想定事象による被害状況】

震 度	甲府市を中心とした県中心部や富士河口湖町など富士東部地域で震度7を想定。甲府盆地の広い地域で震度5強以上～震度7を想定。
火 災	就寝中の人が多く、火気の利用が少ない時間帯ではあるが、焼失棟数は3,477棟と想定。
人的被害	揺れ・火災等により甲府市を中心に死者数約4千人、負傷者数約2万人うち重傷者約7千人を想定。
要救助者	甲府市を中心に約9千人を想定。
上水道	発災直後の断水人口は甲府市・南アルプス市・笛吹市を中心として約41万2千人と想定され、全県的な復旧には概ね2～3ヶ月を要すると想定。
下水道	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・富士河口湖町を中心に揺れ・液状化による管きず被害が発生し、排水困難となる下水道機能支障人口は約4万9千人と想定され、全県的な復旧には概ね2～3ヶ月を要すると想定。
都市ガス	供給停止件数は約2万4千件と想定。
LPガス	甲府市、都留市、富士河口湖町で漏洩被害件数が約720件発生すると想定。
電 力	機能支障等による停電人口は、甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市を中心に約59万2千人で、全県的な復旧日数は約10日程度と想定。
通信(固定電話)	通話機能支障件数は、甲府市、富士吉田市、身延町を中心に約55万6千回線と想定され、全県的な復旧には約10日程度を要すると想定。
通信(携帯電話)	携帯電話は停電率及び回線不通率から発災直後は大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村以外の全ての地域で不通となることを想定。1日後から徐々に不通が解消していき、1週間後に全県で解消されていることを想定。
道 路	揺れにより道路の一部区間で被害の発生を想定。主要幹線道路の回復まで概ね1ヶ月を要することを想定。
鉄 道	県内各路線で被害が発生することを想定。鉄道の復旧まで概ね1ヶ月以上を要することを想定。
避難生活	自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約15万3千人、1週間後で約19万3千人、1ヶ月後で約15万6千人と想定。

(4) 県庁本庁舎の被害想定

① 県庁本庁舎の耐震性能

本館、別館、北別館、防災新館、県議会議事堂については耐震基準(Ⅰs値0.6)を満たしている。

② インフラの被害想定

本庁舎で耐震基準を満たしている建物は、大きな被害は発生しないと考えられるが、建物自体に大きな被害がなくても、電気、ガス、電話及び上下水道などのインフラに被害があつた場合には、庁舎機能を維持できないケースも想定される。

このような場合には、電力や通信手段等が制限された環境のもと、非常時優先業務を行わなければならない。

また、非常時優先業務を行うために必要となる資源の確保についても考える必要がある。

③各建物のインフラ被害想定とバックアップ資源

【庁舎全体の総括】

被害想定及びバックアップ資源について	
建 物	本庁舎は耐震改修が完了しており、大きな被害はないと思われる。
電力・ガス	<p>停電し、ガス供給が停止する可能性がある。</p> <p>電力については、本館、別館(議事堂含む)、防災新館、北別館は3日分の非常用発電燃料が確保されており、停電時に非常用発電機が自動稼働し、照明や非常用動力等に電力供給され、燃料が継続する間、一部の機器は使用可能となる。</p>
上下水道 トイレ	<p>上水道は断水し、供給停止する。下水道は上水道の供給停止と共に使用不能となり、トイレは使えなくなるため、簡易トイレ等が必要となる。</p> <p>上水道の供給が可能な場合、停電中でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給されるため、上下水道とトイレは使用可能となる。</p> <p>県庁の中庭にある防災井戸からは、断水時においても400ℓ/分の生活用水(主にトイレ用)を確保できる。また、非常用発電機に接続されている。</p>
PC環境	<p>県庁全体に関係する主要サーバーは、本館サーバー室または北別館コンピューター室に設置されている。</p> <p>ネットワークの配線については、有線で建物内外に張り巡らされており、専用機で中継されているため、断線や停電した場合、職員ポータルやインターネットを始め、庁内のネットワークは使用不能となる。</p> <p>ただし、非常用コンセントが使える所属は、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、本計画を遂行する最低限の対応を図る必要がある。(非常用電源の容量が限られていることに配慮する。コピー機は電力消費が大きいため使用不可。)</p> <p>なお、重要な行政データ(統合サーバデータ(庁内各システムデータを含む)、インターネット関係サーバデータ、税務システムデータ、庁内共有フォルダデータ)は、日常的にバックアップを行っており、ネットワークが復旧次第、速やかにデータの利用が可能な体制を確保している。</p>
通 信	<p>停電のほか、電話線の切断や輻輳により、固定電話は使用困難となるが、防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信は可能となる。</p> <p>ただし、停電の場合、非常用発電機の燃料が尽きたと防災行政無線が使えなくなるため、燃料を継続して確保できるように注意が必要である。</p>

※ 各ライフラインの全県的な復旧見込みは、「山梨県地震被害想定調査結果」(令和5年)から、概ね、電気、固定電話約10日、携帯電話約1週間、都市ガス・上下水道約2~3ヶ月と想定。

【建物ごと】

《本館》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000リットル 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に本館の1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《別館》《県議会議事堂》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA(議事堂と共に) フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000リットル 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《北別館》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000㍑ 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《防災新館》

	被害想定	バックアップ資源
建物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	<p>非常用発電機</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1,500KVA×2台 • フル稼働時3日間(連続運転7日間可能) • 停電時は約10秒以内に発電機自動稼働。 • 照明器具への電力供給は、3階の執務室は1/3、4階の執務室及び3、4階の会議室は全数供給。 • コンセントへの電力供給は3、4階の約9割。 • エレベーターへの電力供給は3台。(内1台は警察専用で2階防災センターの中央監視設備にて操作が必要。5号(26人乗)、6号(17人乗)機は自動運転。)
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	<p>給水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 受水槽及び高架水槽に上水及び雑用水を備蓄。(上水:30,000リットル、雑用水:168,000リットル。370人が14日間使用することを想定) • 停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水泵)に電力供給。また、防災井戸からくみ上げた水も使用可能。 <p>排水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 汚水・雑排水を放流できない場合、地下2階床下の汚水槽に汚水を貯留可能。(2階防災センターの中央監視設備にて操作が必要) (汚水貯留:177,000リットル。370人が14日間放流する汚水量を想定)
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属(3、4階の9割のコンセント)では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

2 業務継続のための備蓄

大規模自然災害発生時には、非常時優先業務に従事するため、多くの職員が庁舎内にとどまることが想定される。

そのため、職員用の飲料水や食料のほか、業務を行うために必要となる資機材等の備蓄を整備する必要がある。現状の備蓄の状況は下記表のとおりである。

《備蓄の状況》

項目	確保状況
飲料水	職員1,760人分(うち本庁500人)の備蓄として、3リットル/人×2日分の水を備蓄している。 加えて、普段から各自、ロッカーに2リットル程度の飲料水を用意し、時間外の発災の場合は、登庁の際、持参するよう奨励する。
食料等	職員1,760人分(うち本庁500人)の備蓄として、3食/人×2日分の食料を備蓄している。 加えて、普段から各自、ロッカーに3食分程度の食料等を用意し、時間外の発災の場合は、登庁の際、持参するよう奨励する。
消耗品等	中央省庁業務継続ガイドラインでは、概ね1ヶ月分以上の常時ストックがあることが望ましいとしていることから、コピー用紙、トナー等の消耗品のストックについては、今後、適正な備蓄量を検討していく。
執務環境	執務室の什器等を固定していない場合、発災時、什器、書架等が転倒し、内容物が落下・散乱して、速やかに非常時優先業務を開始できないことになるため、各所属に対し什器、書架等の固定を奨励する。
トイレ	停電時には、非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給され、水の使用が可能になる。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用することで、トイレの使用が可能となる。

第3章 発災後の対応

1 職員の参集

(1) 災害対策本部配備態勢

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるよう、下記表に従い、配備態勢を取ることとされている。

災害対策本部配備態勢	
統括部及び 防災関係所属態勢	<ul style="list-style-type: none">○各災害共通<ul style="list-style-type: none">・相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき○風水害・雪害等<ul style="list-style-type: none">・県内に特別警報が発表されたとき・県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき○地震<ul style="list-style-type: none">・県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき○火山噴火<ul style="list-style-type: none">・富士山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が発表されたとき○その他、本部長が必要と認めたとき
全所属・全庁態勢 (勤務時間外において は、分掌する災害応急 対策に係る所要の人員 を確保する態勢)	<ul style="list-style-type: none">○風水害・雪害等<ul style="list-style-type: none">・全庁的な対応が必要と本部長が認めたとき○地震<ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の地震が県内に発生したとき○火山噴火<ul style="list-style-type: none">・富士山に噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき○その他、本部長が必要と認めたとき

配備態勢が敷かれる地震の中でも、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下記表による態勢で対応を行う。

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中)※県内震度が4未満	<ul style="list-style-type: none">○府内連絡会議の開催<ul style="list-style-type: none">・発表された情報の共有・情報収集・連絡体制の確認 等○情報収集態勢<ul style="list-style-type: none">・防災局職員2名+宿日直職員【勤務時間外】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○府内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○府内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

※参集した職員は、災害対策本部態勢下にて、災害応急対策業務を行うことになるが、災害応急対策業務を担当していない職員は、通常業務のうち、非常時でも継続して行う必要のある業務を行う。

(2) 参集可能人数の考え方

- ① 発災から3日目までは、原則として徒歩による参集を想定しているため、県庁から直線距離で半径20km以内に居住する職員のみを参集対象とする。
- ② 歩行速度は4km/h(通常の歩行速度)、距離は移動距離にて計算する。
- ③ 大規模自然災害の発生から30分程度は出発の準備及び家族の安否確認の時間として考慮(ここでいう「大規模自然災害」は、あらかじめ災害に備えて配備体制が検討可能な風水害等ではなく、突発的な地震や火山噴火等が前提となる)。
- ④ 本人や家族の被災の外、近隣での救出・救助活動のため、3日目までは3割の職員は参集困難と想定。
- ⑤ 7日目以降、公共交通機関が徐々に回復し、20km圏外の職員も参集可能と考えられるが、依然として約3割の職員は参集困難と想定。
(他の所属に参集していた職員は、7日目以降は自所属に参集可能と想定)
- ⑥ 2週間目以降、全職員のうち、概ね9割は参集可能と想定。

□□ 職員の参集 □□

- 職員は、県民の生命・身体等を守るため、参集義務があることを自覚する。
- 職員は、災害時において、安全性・確実性がより高い経路を速やかに選択できるよう、参集予定庁舎への経路確認等を平時から行うよう努めるものとする。
- 災害発生時は、あらかじめ定めた参集予定庁舎に固執することなく、当該災害の態様・規模等に応じ、所属長等と相談のうえ、参集庁舎・参集方法等を柔軟に選択するものとする。

(3) 参集可能人数の想定(時間外発災の場合)

時間外に発災し、全職員による参集となった場合、自宅が参集場所に近い職員から参集すると想定される。

○ 本庁の場合

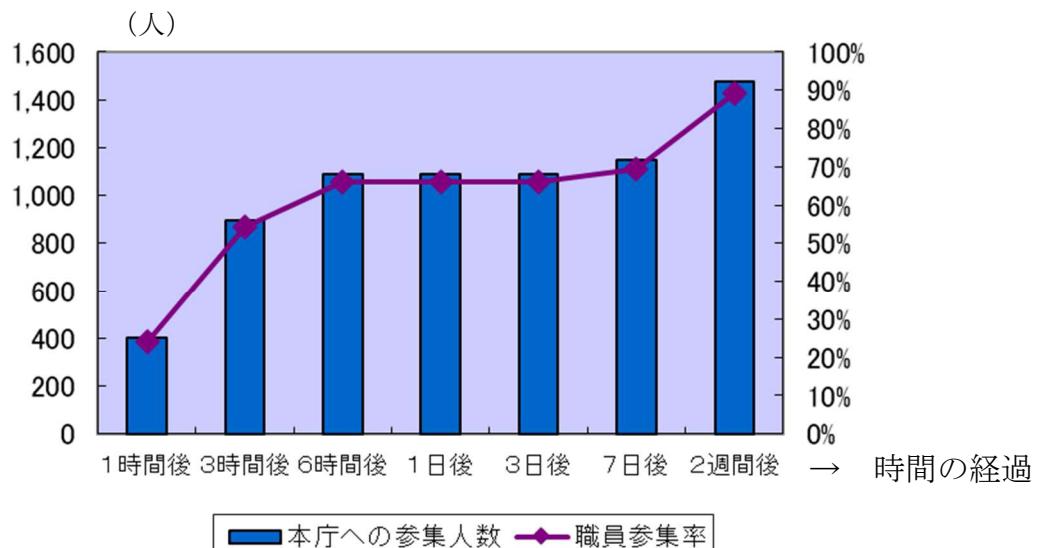
発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約24%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
本庁からの参集人数	367	840	1,032	1,032	1,032	1,148	1,477
他地域からの参集人数	33	56	57	57	57	0	0
合 計	400	896	1,089	1,089	1,089	1,148	1,477

職員参集率	24%	54%	66%	66%	66%	69%	89%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 7日後までは職員の3割、2週間後は職員の1割は参集できないことを考慮した数値。出先機関も同様。



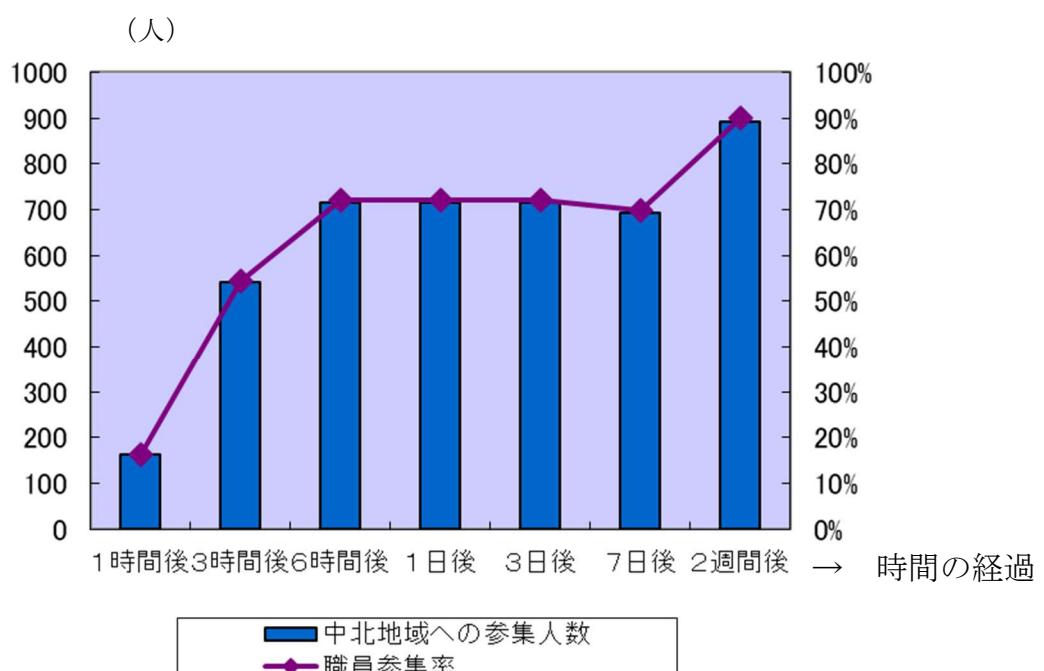
○ 中北地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約16%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
中北地域からの参集人数	130	465	617	617	617	687	883
他地域からの参集人数	31	65	77	77	77	0	0
本庁からの参集人数	1	11	21	21	21	7	9
合 計	162	541	715	715	715	694	892

職員参集率	16%	55%	72%	72%	72%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



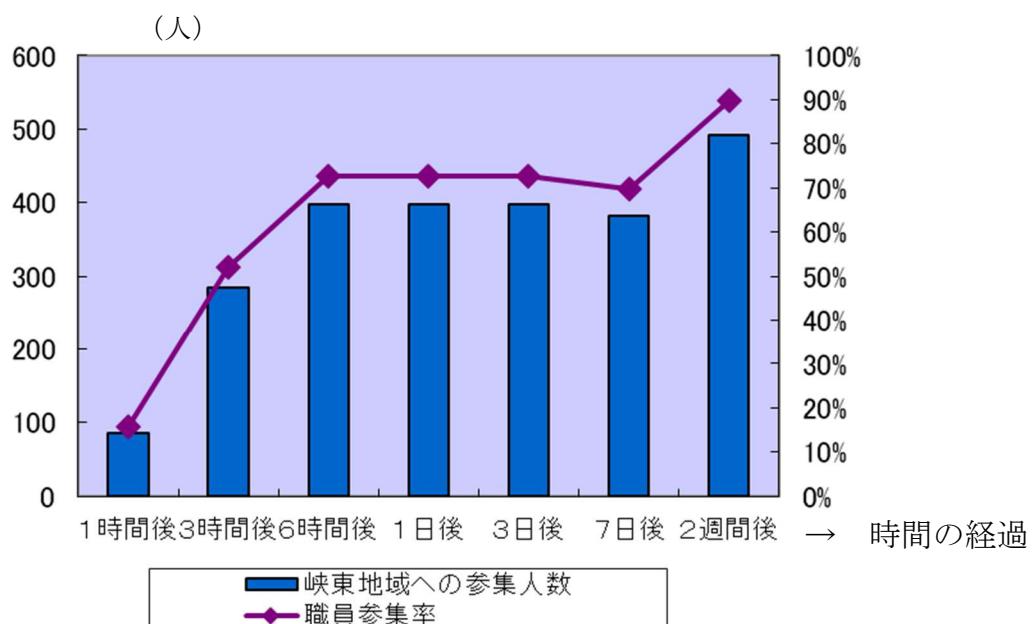
○ 島東地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約16%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
島東地域からの参集人数	49	204	310	310	310	382	492
他地域からの参集人数	37	79	85	85	85	0	0
本庁からの参集人数	0	2	2	2	2	0	0
合 計	86	285	397	397	397	382	492

職員参集率	16%	52%	73%	73%	73%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



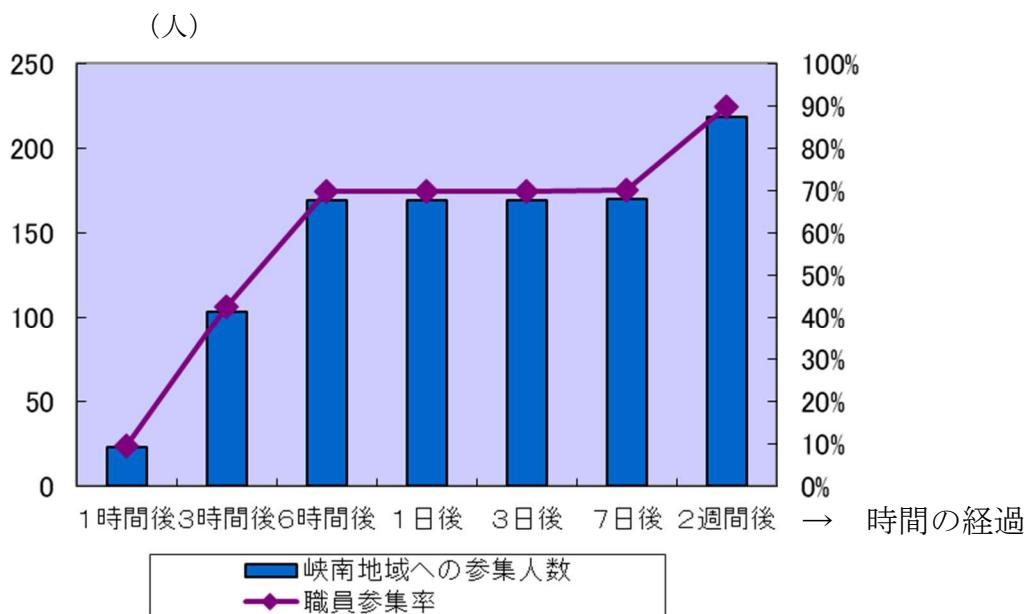
○ 峠南地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約9%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
峠南地域からの参集人数	16	77	140	140	140	170	218
他地域からの参集人数	7	23	25	25	25	0	0
本庁からの参集人数	0	3	4	4	4	0	0
合 計	23	103	169	169	169	170	218

職員参集率	9%	42%	70%	70%	70%	70%	90%
-------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



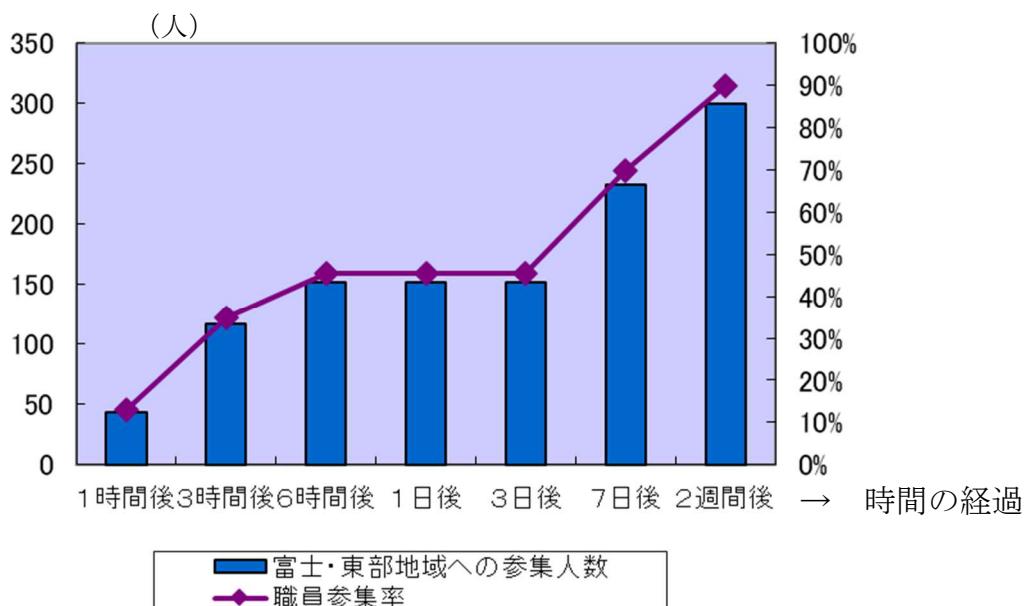
○ 富士・東部地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約13%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
富士・東部地域からの参集人数	27	74	98	98	98	233	300
他地域からの参集人数	9	18	23	23	23	0	0
本庁からの参集人数	7	25	31	31	31	0	0
合 計	43	117	152	152	152	233	300

職員参集率	13%	35%	46%	46%	46%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



2 業務実施体制

(1) 指揮命令系統

大規模自然災害の発生時においても組織機能を維持し、業務を適切に遂行するためには、指揮命令系統の早期の立て直し、確立が重要であり、幹部職員の不在を想定し、事前に指揮命令系統を整理しておく必要がある。

災害応急対策についての指揮命令系統は、地域防災計画に定められている体制とし、優先度の高い通常業務についての指揮命令系統は、通常体制とする。

(2) 職員の配置調整

大規模自然災害の発生時においても、原則として、自分の所属に参集し非常時優先業務を行うことになるが、所属によっては人員不足が生じることも想定される。

このようなケースが生じた場合、職員の配置調整が必要となる。調整は次の手順で実施することとする。

①部局内で調整を実施。(各部局の幹事課主導)

②部局内で調整できない場合、部局を超えた調整を実施。(災害対策本部の総務・調整班主導)

特に、部局を超えた人員調整は、いざという時に急に対応できるとは限らないため、調整を主導する総務・調整班は、平常時から各所属の担当者と調整方法や手順を訓練等により確認しておく。

(3) 職務代行

大規模自然災害の発生時において、意思決定権者が不在の場合は、「山梨県事務決裁規則」に基づき業務を執行する。

「山梨県事務決裁規則」第6条から第9条を表に整理すると、次のとおり。

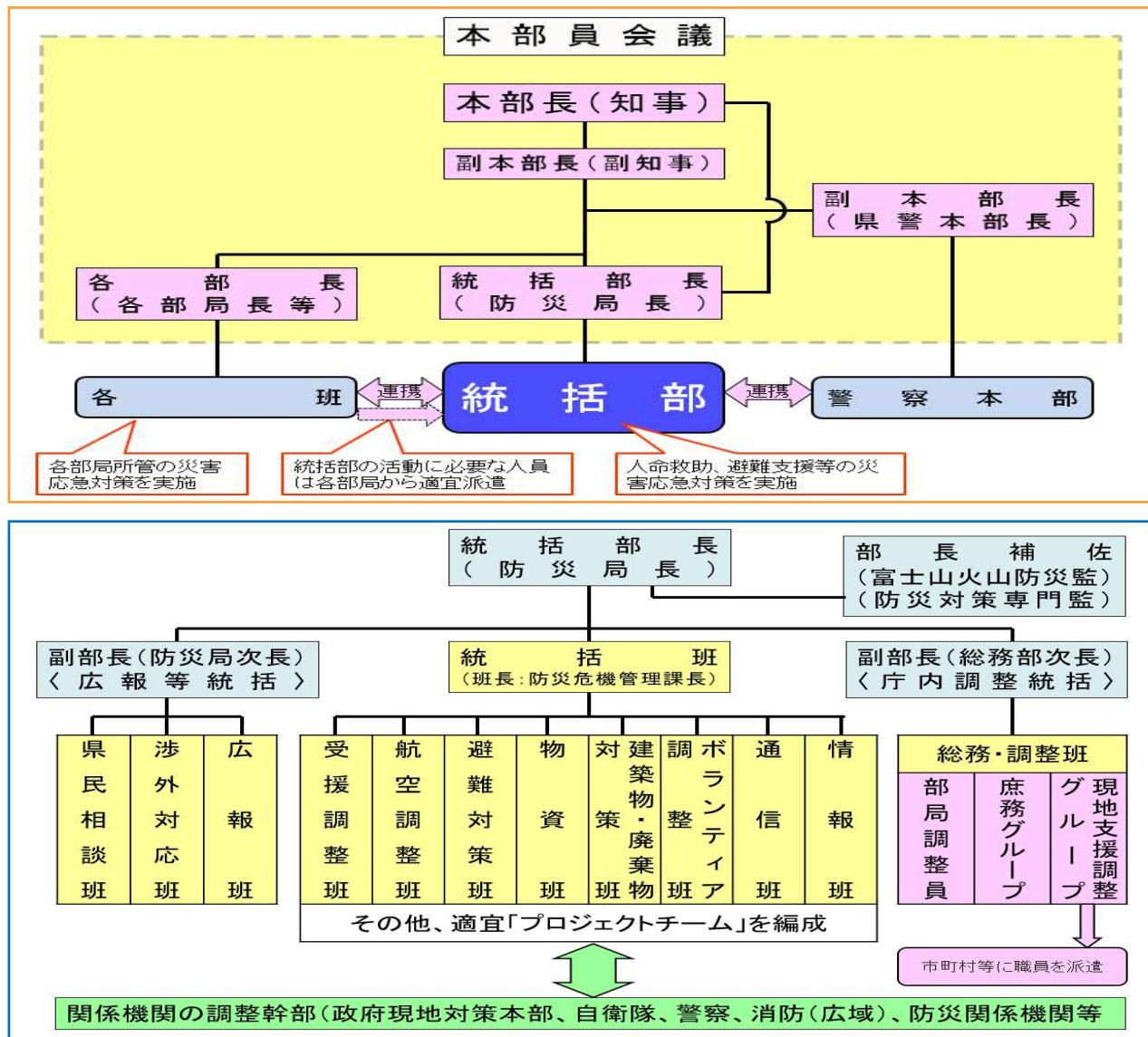
決裁者	第1代決者	第2代決者	第3代決者
知事	副知事	主務部長	
		会計管理者 (出納局が所掌する事務)	
部長	次長 (複数いる場合はあらかじめ部長が指定する次長)	主務課長 (軽易な事案に限る)	
	主務課長 (次長が置かれていない部)	部内他の課長 (軽易な事案に限る)	
次長	主務課長		
課長	課長補佐 (複数いる場合はあらかじめ課長の指定する課長補佐)		
会計管理者	出納局長	出納局次長	主務課長

なお、災害対策本部における知事の権限委譲順位を表に整理すると、次のとおり。

○災害対策本部における知事権限委譲順位

第1位	副知事
第2位	県警察本部長

(4) 災害対策本部の組織図



(5) 庁舎に被害が発生したときの対応

庁舎の全部又は一部が被災し、安全が確保できない場合、庁舎管理者は被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、知事は代替施設において重要業務を実施することを決定する。代替施設は、次の候補施設の中から、災害の発生箇所、規模等に応じて決定する。

【候補施設】

- ① 県合同庁舎(北巨摩、東山梨、東八代、南巨摩、西八代、南都留、富士吉田)
 - ② 合同庁舎以外の県有施設

第4章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

1 非常時優先業務

非常時優先業務については、第1章2（2）にも記載したとおり、応急業務及び優先度の高い通常業務が対象になるが、本計画策定にあたり、次のとおりに選定した。

（1）非常時優先業務の選定方法

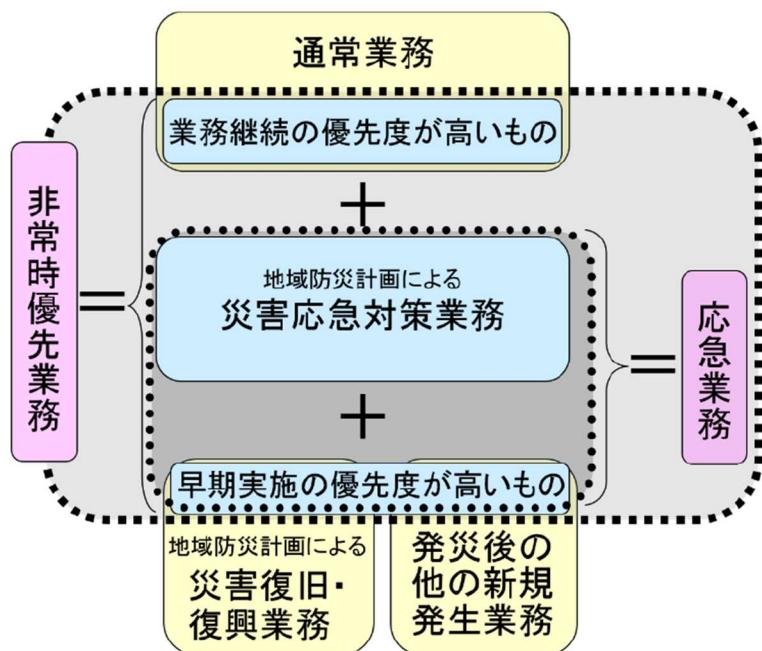
本計画では、業務継続の基本方針を踏まえ、大規模自然災害の発生時において県として実施すべき非常時優先業務を次により選定し整理する。

- （ア） 非常時優先業務とは、応急業務及び通常業務のうち業務継続の優先度が高いものをいう。
 - （イ） 大規模自然災害発生後、2週間以内に着手する業務を対象とする。
 - （ウ） 大規模自然災害発生後の時系列区分に従い、業務ごとに業務開始目標時間を明示する。
- なお、時系列区分は①3h以内②6h以内③1日以内④3日以内⑤7日以内⑥2週間以内の6区分とする。

なお、大規模自然災害が発生している非常時においては、業務継続の優先度が高くないう通常業務は、原則休止とするが、非常時優先業務の継続に支障とならない範囲では、業務を実施する。

また、休止した業務については、災害応急対策業務の実施の経過や職員参集状況等の改善など、時間経過に伴い順次再開する。

《非常時優先業務のイメージ図》



(2) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務を特定するため、全ての業務を洗い出し、本計画の基本方針に基づき、評価した結果は次のとおりである。

県庁(出先機関も含む)における業務は、災害時の応急業務を含め、全2,598業務ある中、非常時優先業務は1,029業務(約40%)であった。

全業務のうち、本庁における業務は1,817業務ある中、非常時優先業務は753業務(約41%)であった。非常時優先業務の内訳は、応急業務が418業務、通常業務の中の優先業務が335業務であった。

出先機関における業務は781業務ある中、非常時優先業務は276業務(約35%)であった。非常時優先業務の内訳は、応急業務が92業務、通常業務の中の優先業務が184業務であった。

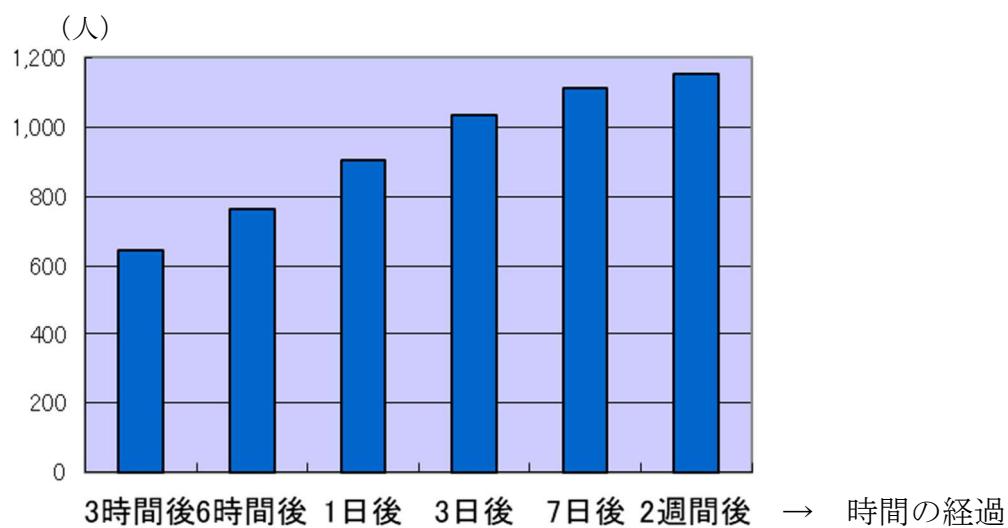
(3) 非常時優先業務に必要な職員の人数

非常時優先業務を行うために必要な職員の人数を発災後の時間の経過と共に整理したところ、次の表及びグラフが示す結果となった。

○ 本庁の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

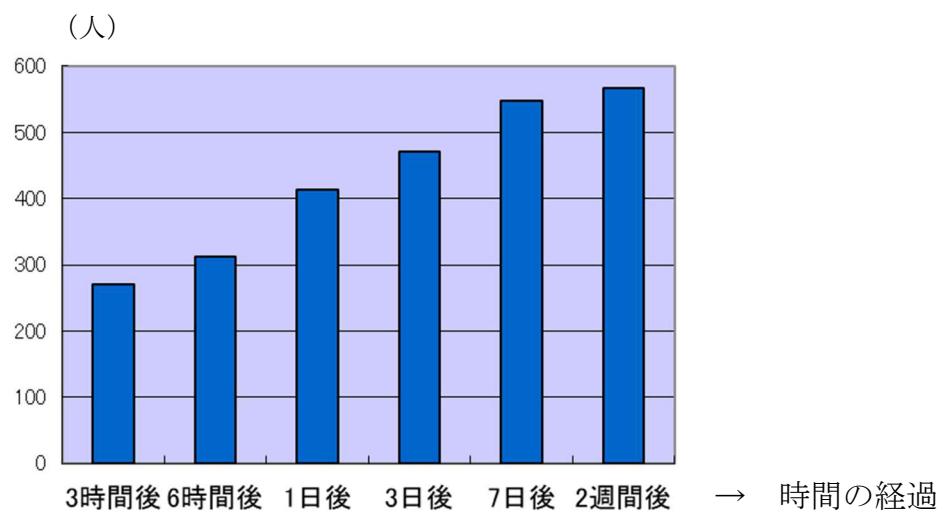
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	643	763	903	1,033	1,114	1,154



○ 中北地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

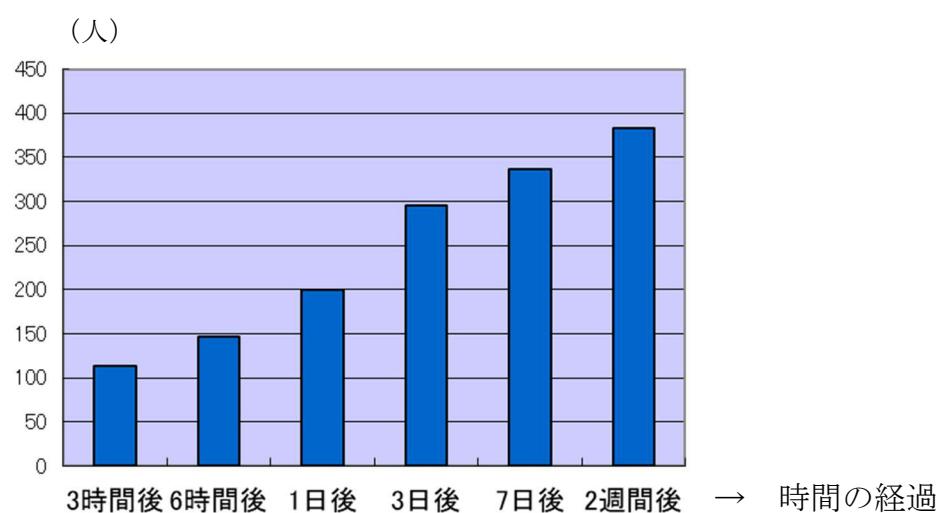
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	270	312	414	471	548	566



○ 島東地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

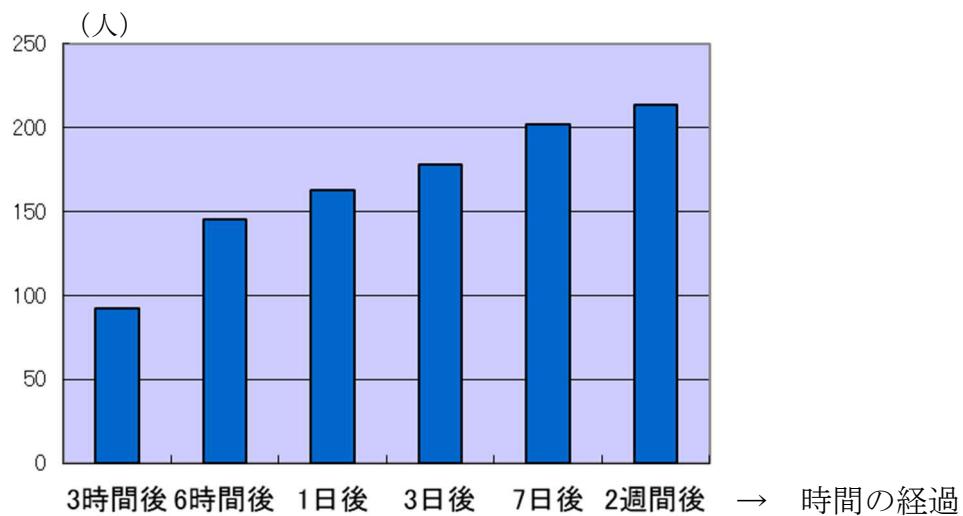
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	113	147	200	295	336	383



○ 峡南地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

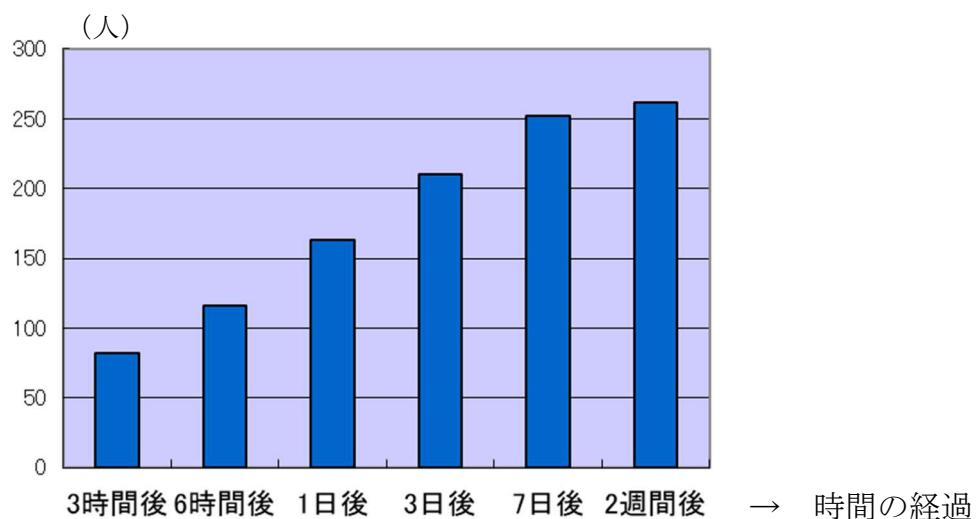
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	92	145	163	178	202	214



○ 富士・東部地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	82	116	163	210	252	262



(4) 非常時優先業務に必要な職員の人数と参集職員の関係

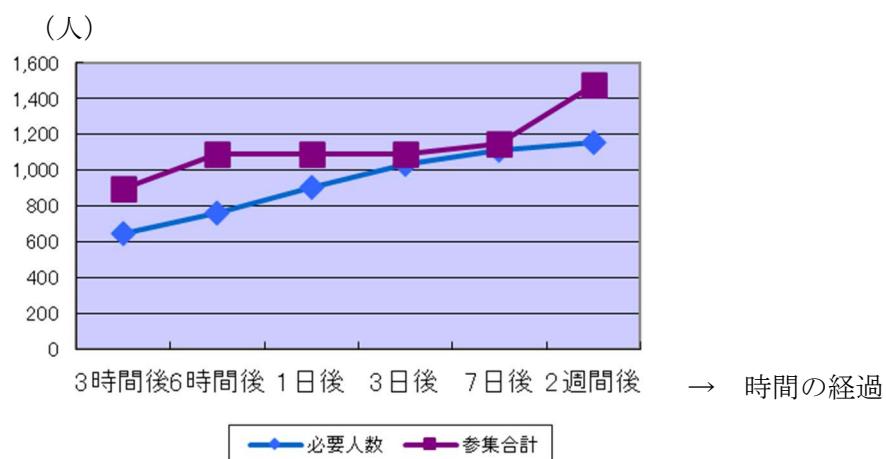
○ 本庁の場合

非常時優先業務を行うために必要な職員の人数と職員の参集状況を合わせて検証した結果、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった。

大規模自然災害の発生時において、非常時優先業務を行うための職員が不足している場合には、災害の実情に応じて、本計画において選定した応急業務をさらに精査し、その時点での参集職員の人数で遂行可能な業務量に限定しつつ、部局間で職員の調整を行い、業務を遂行する。部局内で職員の調整ができない場合には、第3章2(2)②の手順により部局を超えた職員調整を実施のうえ、業務を遂行することになる。

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	643	763	903	1,033	1,114	1,154
本庁からの参集人数	840	1,032	1,032	1,032	1,148	1,477
他地域からの参集人数	56	57	57	57	0	0
参集合計	896	1,089	1,089	1,089	1,148	1,477



○ 出先機関の場合

出先機関について、圏域ごとに非常時優先業務を行うために必要な職員の人数と職員の参集状況を合わせて検証した結果、中北、峡東の2圏域は、次のとおり、発災3時間後から2週間後までの間において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかつた。

峡南、富士・東部の2圏域においては、次のとおり、発災1日後、3日後または7日後において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点が一時的に生じた。

(中北地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

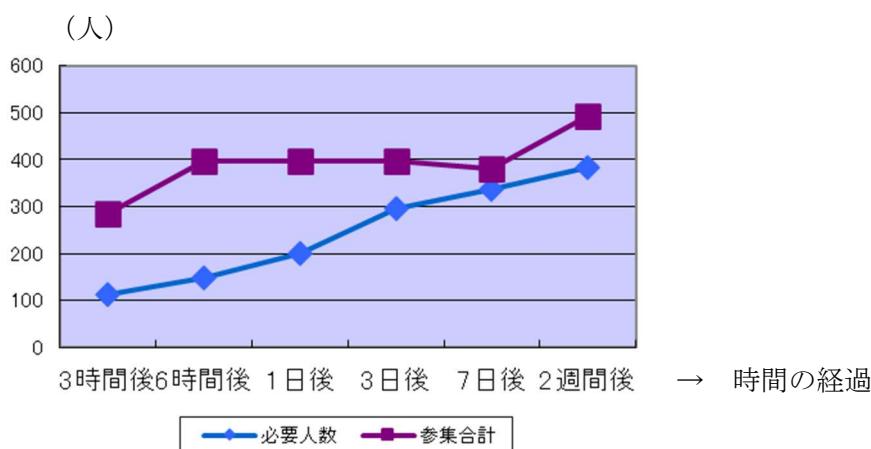
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	270	312	414	471	548	566
中北地域からの参集人数	465	617	617	617	687	883
他地域からの参集人数	65	77	77	77	0	0
本庁からの参集人数	11	21	21	21	7	9
参集合計	541	715	715	715	694	892



(峡東地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	113	147	200	295	336	383
峡東地域からの参集人数	204	310	310	310	382	492
他地域からの参集人数	79	85	85	85	0	0
本庁からの参集人数	2	2	2	2	0	0
参集合計	285	397	397	397	382	492



(峡南地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

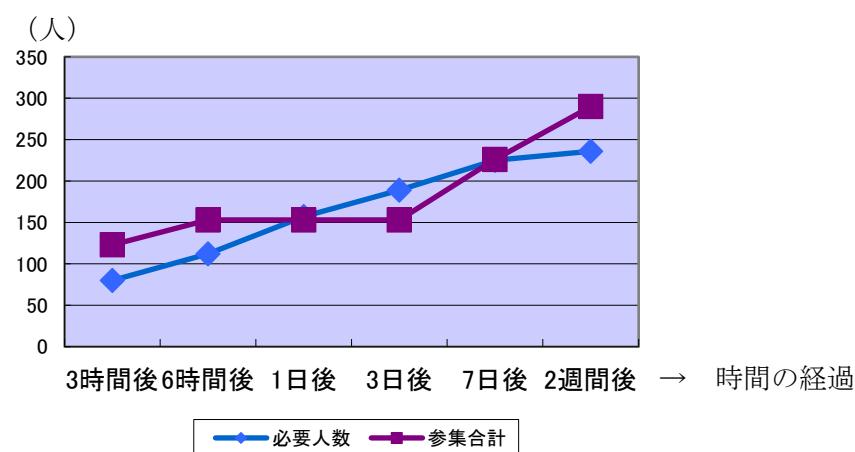
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	92	145	163	178	202	214
峡南地域からの参集人数	77	140	140	140	170	218
他地域からの参集人数	23	25	25	25	0	0
本庁からの参集人数	3	4	4	4	0	0
参集合計	103	169	169	169	170	218



(富士・東部地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	82	116	163	210	252	262
富士・東部地域からの参集人数	74	98	98	98	233	300
他地域からの参集人数	18	23	23	23	0	0
本庁からの参集人数	25	31	31	31	0	0
参集合計	117	152	152	152	233	300



(5) 各所属において選定した非常時優先業務

所属ごとに整理した主な非常時優先業務及び業務の目標開始時間のイメージ図は次の表のとおりである。

また、各所属において選定した詳細な非常時優先業務については、別紙に整理したとおりであり、各所属にて活用することとする。

○大規模自然災害発生時の応急業務イメージ

→ 時間の経過 →							
1h	3h	6h	1d	3d	7d	2w	
初動体制の確立							
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置・運営 ・本部員会議開催 ・庁舎機能(執務室・通信他)の確保 ・医療・県土災害対策本部との調整 ・県民相談対応 							
被災状況の把握							
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認、被害情報収集 ・防災ヘリによる上空偵察 ・避難所開設状況の把握 							
被災状況の伝達							
<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁への災害即報 ・報道発表、ホームページ ・危険物等の事故報告 							
応急対策							
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者救出等の応急処置 ・飲料水等の確保 ・災害救助法適用 ・下水道施設の応急対策 ・水防活動 							
関係機関との連携・応援要請							
<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村との連絡調整 ・国や協定に基づく応援要請、物資調達 							
医療体制の確保							
<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制の確立 ・関係機関への応援要請・DMAT派遣要請 ・医薬品の確保 ・ドクヘリの運航 ・広域医療搬送活動 							
緊急輸送体制の確保							
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路の状況把握、緊急輸送路の指定 ・バス協会、トラック協会への応援要請 ・交通規制 ・緊急通行車両標章・確認証明書の交付 ・災害派遣等従事車両証明 							
受援体制の確保							
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊、自衛隊、他都道府県からの応援職員の受け入れ・調整に関すること 							
避難所支援							
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品の供給 							
被害拡大防止							
<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士の派遣 ・急傾斜地等の危険箇所対策 ・災害関係物資調達 							
災害時要援護者対策							
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、身体障害者、外国人、帰宅困難者 							
廃棄物等の処理							
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物、し尿処理 							
ボランティア活動支援							
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとの連絡調整 							
応急復旧							
<ul style="list-style-type: none"> ・被災施設の応急復旧 							
住宅対策							
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅、公営住宅の入居調整 							
被災者支援							
<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明発行支援 							
教育の再開							
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書等の配付 ・給食の実施 ・生徒の転入学措置 							

○大規模自然災害発生時の主な優先すべき通常業務イメージ

※所属名はR7.4.1時点

	→ 時間の経過 →					
	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通	・重要な行事への対応(延期調整等)					
高度政策推進局	・予算・支出・調達ほか庶務等で緊急のもの					
	・重要事項の総合調整、広域連携 ・やまなしパートナーズ・レター、問い合わせメール					
	・交通行政の総合調整(応急対応以外)					
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、性暴力被害者への支援 ・一時保護所(児童相談所)の運営					
総合県民支援局	・総合窓口、一般旅券発給 ・県民相談(法律相談・交通事故相談・労働相談・内職相談)、消費生活相談 ・生活関連物資の価格・需給動向調査 ・児童虐待防止対策、児童の一時保護及び一時保護委託 ・困難な問題を抱える女性への支援					
						・中小企業労働相談事業
新価値・地域創造推進局	・災害時の電力供給体制の強靭化 ・山梨県無料公衆無線LANの運用管理					
	・行政情報ネットワークの復旧、メール利用環境の復旧					
	・LGWAN利用環境の復旧					
総務部	・集中管理自動車の運行及び管理					
	・税に関する災害窓口業務 ・文書の収受・発送 ・被災市町村及び支援市町村の行財政指導					
						・予算その他財政 ・県税の減免措置
防災局	・気象情報の受伝達、気象状況に基づく配備、防災ポータルの維持管理 ・消防防災ヘリコプターの運航・点検・整備、ドクヘリとの運航調整、各種資機材の維持管理					
	・医療相談 ・一時保護所(女性相談支援センター)の運営					
福祉保健部	・血液の安定的確保、医薬品・医療機関等の安全確保 ・周産期医療					
						・生活保護、生活困窮者の自立支援 ・障害者の相談支援 ・国民健康保険 ・墓地の許可及び埋火葬の指導 ・水道水質管理
森林環境部	・鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査 ・公共関与による廃棄物最終処分場の管理・運営					
						・林道及び治山施設の維持管理 ・県産材の流通及び特用林産の振興 ・不法投棄防止対策の推進
	・大気汚染防止対策、浮遊粒子状物質対策、光化学スモッグ対策、土壤汚染対策 ・公共用水域、地下水の常時監視及び水質保全対策					

産業政策部	・公的質量標準供給体制の維持・運営(基準器の保全)	
	・中小企業の金融相談	
観光文化・スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・富士の国やまなし観光ネットの維持管理及び情報発信 ・災害時外国人受入対応 	
	・県有観光施設の維持管理(情報収集、被害調査)	
農政部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の危機管理 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の流通販売対策 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧の確保、供給 	
	・農業災害関係制度資金	
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山防災対策 ・土砂災害情報相互通報システム 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工中現場の安全確認 ・危険化した屋外広告物への対応措置 ・市町村下水道の維持管理指導 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業の総合調整及び関係機関との調整 ・道路清掃及び道路パトロール ・河川及び河川管理施設の管理(応急復旧に関するものを除く) ・砂防関係施設の管理 	
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の出納及び保管 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入の出納及び歳出の支払 ・財務事務に関する指導 ・指定金融機関等に対する業務指導 	
	・建設工事の検査	
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・県営発電所の監視及び制御、給電業務 ・ダム・調整池の管理運営、操作 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設の巡視、記録及び報告 ・県営電気事業の運営、管理 	
人事委員会事務局	・職員採用試験受験者等からの問合せ対応	
監査委員会事務局	・直接請求、住民監査請求	
労働委員会事務局	・労働相談	
教育委員会	・個人情報保護(照会対応)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、生徒指導、教育相談 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健指導、学校給食指導 ・教育行政相談 	

第5章 今後の取組み

1 業務継続計画の課題

本計画の策定にあたっては、非常時優先業務の選定、業務ごとの着手目標時間の設定、非常時優先業務を行うために必要な職員の人数の割り出し、職員参集人数の想定を全所属において実施した。

本庁においては、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった。

出先機関においては、4圏域(中北、峡東、峡南、富士・東部)ごとに検証する方法をとっているが、この検証の結果、中北、峡東の2圏域は、発災3時間後から2週間後までの間において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった一方、峡南、富士・東部の2圏域においては、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点(発災1日後、3日後または7日後)が生じた。

非常時優先業務を行うために職員が不足する時点が生じた2圏域においては、一時的な業務量の圧縮の検討や職員調整に関する手順の確認をしておく必要がある。

また、地震による液状化や大雨等による浸水、富士山噴火時の溶岩流等の影響によって、現有庁舎等における業務継続が困難となった場合の代替庁舎等の確保や、業務継続に資する非常用電源等の拡充を図る必要があるほか、非常時優先業務にあたる職員のための備蓄等を整備・更新していく必要がある。

2 業務継続計画の実効性の向上

本計画は、策定後、訓練・検証等を行って課題を抽出し、継続的に見直すことで、計画の実効性を高めていくことが求められる。

山梨県では毎年度、災害対策本部統括部職員を中心とした図上訓練等を実施しているが、それらの機会を活用し、問題点や改善点などを本計画に反映することが必要である。また、各所属においても、適宜、非常時優先業務の対応や職員参集の想定を検証することが必要である。

別紙

非常時優先業務一覧

○ 応急対策業務 P1 ~ P14

- ・ P1 災害対策本部統括部における業務
- ・ P4 災害対策本部統括部各班における業務
- ・ P12 出先機関等における業務

○ 優先通常業務 P15 ~ P26

- ・ P15 各部局における業務

○ 災害対策本部統括部における応急業務

班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
統括	1	統括部各班の業務の統括に関すること	●	→	→	→	→	→
	2	災害即報の消防庁への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
	3	連絡班長会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
	4	災害対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→	→
	5	防災関係機関の災害対策本部への招集に関すること	●	→	→	→	→	→
	6	災害対策本部員会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
	7	災害対策本部事務局班長会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
	8	緊急消防援助隊の派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
	9	自衛隊の災害派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
	10	地方連絡本部、現地災害対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→	→
	11	医療救護対策本部・県土整備部災害対策本部との調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	12	災害派遣等従事車両証明に係る依頼に関すること		●	→	→	→	→
航空調整	13	消防防災ヘリコプターの運用(偵察、物資輸送、人員輸送)に関すること	●	→	→	→	→	→
	14	緊急消防援助隊、自衛隊ヘリ、ドクターヘリの運行調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	15	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
災害対策本部統括部 総務・調整	16	初動体制職員からの引継に関すること	●	→	→	→	→	→
	17	災害状況の収集・伝達に関すること	●	→	→	→	→	→
	18	本部長・本部員等との連絡体制の確保・登庁支援に関すること	●	→	→	→	→	→
	19	職員の被災・収集状況の把握、動員可能職員の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	20	応急対策動員可能職員の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	21	災害対策本部の経理に関すること			●	→	→	→
	22	災害救助法適用に関すること	●	→	→	→	→	→
	23	国、地方自治体への職員派遣及び受入調整(他都道府県の受入調整を除く)に関すること	●	→	→	→	→	→
	24	災害対策本部職員の生活維持の確保・人員管理に関すること	●	→	→	→	→	→
	25	災害対策本部職員の出勤状況の把握及び勤務ローテーション表作成に関すること	●	→	→	→	→	→
	26	災害状況・応急対策状況の記録、文書の収受に関すること	●	→	→	→	→	→
	27	災害対策本部各部・地方連絡本部との連絡調整に関すること		●	→	→	→	→
	28	緊急通行車両標章・確認証明書の発行に関すること	●	→	→	→	→	→
	29	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
情報	30	初動体制職員からの引継に関すること	●	→	→	→	→	→
	31	災害状況・被害状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	32	国、市町村、消防本部、防災関係機関からの被害情報等の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	33	被害情報の取りまとめ及び集計に関すること	●	→	→	→	→	→
	34	各班への情報提供に関すること	●	→	→	→	→	→
	35	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
通信	36	情報通信手段の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
	37	防災行政無線の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
	38	非常通信手段の確保・運営に関すること	●	→	→	→	→	→
	39	ヘリテレ、ウェブカメラ、テレビ会議の運営に関すること	●	→	→	→	→	→
	40	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→

班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
広報	41	報道機関の被災状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	42	広報資料発表に関すること	●	→	→	→	→	→
	43	放送(報道)の要請に関すること	●	→	→	→	→	→
	44	庁内放送に関すること	●	→	→	→	→	→
	45	プレスセンターの設置に関すること	●	→	→	→	→	→
	46	知事による定例または臨時記者会見に関すること	●	→	→	→	→	→
	47	インターネット、ソーシャルメディアによる広報、情報提供に関すること	●	→	→	→	→	→
	48	LAラートによる配信に関すること	●	→	→	→	→	→
	49	緊急速報メール(エリアメール)の配信に関すること	●	→	→	→	→	→
	50	報道機関からの照会への対応に関すること	●	→	→	→	→	→
	51	報道資料の保存・公開に関すること	●	→	→	→	→	→
	52	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
県民相談	53	県民相談センターの設置に関すること	●	→	→	→	→	→
	54	県民からの相談・問い合わせへの対応に関すること	●	→	→	→	→	→
	55	広報班等と連携した県民への広報に関すること	●	→	→	→	→	→
	56	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
物資	57	物資調達協定企業との連絡体制の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
	58	各市町村の備蓄状況の調査に関すること		●	→	→	→	→
	59	避難所・避難者の把握と救援物資必要量の推計に関すること	●	→	→	→	→	→
	60	緊急物資調達先の検討に関すること		●	→	→	→	→
	61	市町村等からの要請に基づく物資の調達に関すること		●	→	→	→	→
	62	救援物資の受入、仕分、配送に関すること			●	→	→	→
	63	災害対策本部の運営で必要な食料・物品等の調達に関すること	●	→	→	→	→	→
	64	交通路及び交通施設の被災状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	65	緊急輸送道路の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	66	救援物資一時集積場の選定、管理・運営に関すること		●	→	→	→	→
	67	輸送機関への輸送要請(輸送車両の確保)に関すること	●	→	→	→	→	→
	68	倉庫協会・トラック協会からの物流専門家の派遣に関すること			●	→	→	→
	69	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
避難対策	70	市町村で実施できない避難者等の輸送に関すること	●	→	→	→	→	→
	71	緊急輸送道路の把握、避難経路の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
	72	統括班との連携による広域避難に関すること			●	→	→	→
	73	帰宅困難者対策、避難情報の発信に関すること	●	→	→	→	→	→
	74	緊急通行車両標章・確認証明書の交付に関すること	●	→	→	→	→	→
	75	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
建築・廃棄物対策	76	県庁舎・合同庁舎の被災状況の確認と応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	77	建築物の被災範囲・損壊状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
	78	災害廃棄物の把握に関すること			●	→	→	→
	79	避難所におけるゴミ・し尿の排出量の推計に関すること			●	→	→	→
	80	応急仮設住宅の建設検討に関すること			●	→	→	→
	81	応急仮設住宅の建設予定地の選定に関すること			●	→	→	→
	82	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→

	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
災害対策本部統括部	涉外対応	83	国への提案・要望に関すること				●	→	→
		84	国の機関、国会議員等の視察等に係る連絡調整に関すること			●	→	→	→
		85	国会議員、県議会議員への情報提供			●	→	→	→
		86	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	ボランティア調整	87	災害ボランティアの受付に関すること			●	→	→	→
		88	県社会福祉協議会、県ボランティア協会との情報共有・調整に関すること			●	→	→	→
		89	関係部局との調整に関すること			●	→	→	→
		90	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	受援調整	91	他都道府県からの応援職員の受入・調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		92	受援状況の記録・管理	●	→	→	→	→	→
		93	防災活動拠点の総合調整	●	→	→	→	→	→
		94	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→

○災害対策本部統括部各班における応急業務

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通		-	所管施設等の被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		-	所属職員の安否確認、参集確認	●	→	→	→	→	→
		-	執務室の業務スペース確保	●	→	→	→	→	→
		-	庁舎・施設内の来客者の安全確保	●	→	→	→	→	→
対人口減少危機本部事務	人口減少危機対策	1	部内分掌事務の応援に関すること	●	→	→	→	→	→
高度政策推進局	秘書	2	本部長の視察に関すること			●	→	→	→
		3	知事・副知事秘書	●	→	→	→	→	→
		4	災害対策本部統括部(統括班、涉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		5	総合的な応援体制に関すること	●	→	→	→	→	→
	政策調整	6	国への提案・要望				●	→	→
		7	全国知事会、関東地方知事会	●	→	→	→	→	→
		8	災害対策本部統括部(総務・調整班、涉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		9	災害対策本部統括部(涉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	広聴広報	10	災害関係の広報に関すること	●	→	→	→	→	→
		11	災害対策本部統括部(広報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		12	報道機関との連絡調整	●	→	→	→	→	→
		13	県ホームページの企画・管理運営	●	→	→	→	→	→
		14	ラジオスポット放送の運営				●	→	→
		15	新聞による広報				●	→	→
		16	災害対策本部統括部(県民相談班、総務・調整班、情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
総合県民支援局	男女共同参画・多様性推進	17	局内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		18	局内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		19	男女共同参画推進センターの被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		20	災害時の外国人支援(災害多言語支援センター含)に関すること	●	→	→	→	→	→
	子育て・次世代サポート	21	災害対策本部統括部(総務・調整班、県民相談班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		22	児童福祉施設(子育て・次世代サポート課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	こども福祉	23	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		24	社会福祉施設(こども福祉課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	まなび支援	25	災害対策本部統括部(情報班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		26	公立大学法人山梨県立大学に関する事務	●	→	→	→	→	→
		27	地域づくり交流センターに関すること	●	→	→	→	→	→
		28	ボランティア・NPOセンターに関すること	●	→	→	→	→	→
		29	私立学校に関する地震防災応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	働く人・働き方支援	30	労働関係施設の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	県民生活支援	31	生活関連物資調達の調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		32	災害時県民相談協定関係業務	●	→	→	→	→	→
		33	災害対策本部統括部(県民相談班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
新 価 値 ・ 地 域 創 造 推 進 局	山梨・富士山 未来	34	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		35	部内各課との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		36	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		37	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	リニア・次世 代交通推進	38	公共交通機関の運行状況等把握	●	→	→	→	→	→
		39	災害対策本部(避難対策班)業務への支援	●	→	→	→	→	→
		40	リニア見学センターの地震防災応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		41	山梨リニア実験線関係機関との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	地域エネル ギー推進	42	災害対策本部統括部(ボランティア調整班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		43	情報ハイウェイの復旧関連業務	●	→	→	→	→	→
	DX	44	山梨県無料公衆無線LANの復旧関連業務	●	→	→	→	→	→
		45	セキュリティ対策一時解除判断、被災システム等復旧(仮復旧)順位付け	●	→	→	→	→	→
		46	現存機器等の利用支援(現場職員によるPC設定切替等支援)		●	→	→	→	→
		47	山梨県情報セキュリティクラウドの復旧(部分復旧・仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		48	インターネット利用環境(プロキシ含む)の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		49	認証基盤、グループウェア(職員ポータル)の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		50	統合サーバの復旧	●	→	→	→	→	→
		51	コンピュータ室の管理	●	→	→	→	→	→
		52	財務会計システムの運用管理(点検・復旧)		●	→	→	→	→
		53	人事給与福利厚生システムの運用管理(点検・復旧)			●	→	→	→
		54	無停電電源装置の管理	●	→	→	→	→	→
		55	電子申請受付共同システムの復旧			●	→	→	→
		56	災害対策本部統括部(通信班、広報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	統計調査	57	災害対策本部統括部(情報班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
総 務 部	人事	58	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		59	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		60	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		61	職員の動員、派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
	職員厚生	62	本部職員の健康管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		63	災害対策本部統括部(総務・調整班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	財政	64	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		65	幹部職員の秘書業務、連絡調整	●	→	→	→	→	→
	税務	66	災害対策本部統括部(県民相談班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	資産高度利 用推進	67	災害対策本部統括部(総務・調整班、建築物・廃棄物対策班、受援調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		68	所管県有財産の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	庁舎管理	69	災害対策本部統括部(受援調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		70	所管県有財産の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		71	庁舎の維持管理(本庁に限る)	●	→	→	→	→	→
		72	電話設備の維持修繕	●	→	→	→	→	→
		73	燃料の確保に関すること		●	→	→	→	→
	行政法務課	74	災害対策本部統括部(情報班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		75	総合的行政文書管理システムの復旧及び復旧までの文書事務の指導・管理に関すること	●	→	→	→	→	→
市町村振興		76	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
財政企画		77	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
防災局	消防保安	78	災害対策本部統括部(統括班、情報班、通信班、受援調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		79	富士山噴火時の対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		80	緊急消防援助隊関係(消防応援活動調整本部)	●	→	→	→	→	→
		81	消防相互応援(消防広域応援等)	●	→	→	→	→	→
		82	緊急時の消防防災対応	●	→	→	→	→	→
		83	緊急消防援助隊航空部隊の受援に関すること	●	→	→	→	→	→
		84	危険物事故報告	●	→	→	→	→	→
		85	危険物の保安対策に関すること			●	→	→	→
		86	火薬類事故報告	●	→	→	→	→	→
		87	火薬類の保安対策に関すること			●	→	→	→
		88	武器等製造法に係る保安対策に関すること			●	→	→	→
		89	高圧ガス事故報告	●	→	→	→	→	→
		90	高圧ガスの保安対策に関すること			●	→	→	→
		91	液化石油ガス事故報告				●	→	→
		92	液化石油ガスの保安対策に関すること				●	→	→
福祉保健部	福祉保健部	93	医療救護対策本部に関すること	●	→	→	→	→	→
		94	部内情報の取りまとめに関すること		●	→	→	→	→
		95	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	福祉保健総務	96	災害対策本部統括部(ボランティア調整班、総務・調整班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		97	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		98	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		99	社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		100	県社会福祉協議会の指導(ボランティア受入・派遣等)に関すること	●	→	→	→	→	→
		101	日本赤十字社県支部の指導(協力要請等)に関すること	●	→	→	→	→	→
	健康長寿推進	102	山梨DWATに関すること	●	→	→	→	→	→
		103	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		104	被災施設の高齢者の受入れ調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		105	指定管理事業者との連絡調整、情報収集 (対象施設)青い鳥老人ホーム	●	→	→	→	→	→
		106	災害対策本部統括部(物資班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		107	介護保険施設等の職員の相互派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
国保援護	108	災害対策本部統括部(情報班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→	→
	障害福祉	109	社会福祉施設及び児童福祉施設(障害福祉課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		110	医療救護対策本部(医療救護班)に関すること			●	→	→	→
		111	被災地区の障害児者の受入調整に関すること			●	→	→	→
		112	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	医務	113	保健医療救護対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→	→
		114	災害対策本部、保健所等出先機関、関係省庁、関係団体(医師会、看護協会、歯科医師会等)との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		115	県立病院の受入・支援体制の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		116	病院等医療機関の被災状況・受入状況等の収集・提供に関すること	●	→	→	→	→	→
		117	医療従事者・医療資源の確保・調整等に関すること	●	→	→	→	→	→
		118	傷病者の搬送体制の確保(消防機関・警察等との調整)に関すること	●	→	→	→	→	→
		119	DMAT(派遣、都道府県調整本部、受入等)に関すること	●	→	→	→	→	→
		120	ドクターヘリの運航に関すること	●	→	→	→	→	→
		121	広域医療搬送活動に関すること			●	→	→	→
		122	医療救護班等(派遣・搬送体制の確保、受入等)に関すること			●	→	→	→
		123	避難所等被災地の保健業務の指導、地域保健活動の支援・調整に関すること				●	→	→
		124	報道機関等に対する広報に関すること(診療可能な医療機関・医療救護所・医療救護班に関する情報)		●	→	→	→	→
		125	医療ボランティアに関すること					●	→
		126	災害対策本部統括部(県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		127	災害支援ナースの派遣調整等に関すること	●	→	→	→	→	→
		128	保健師等の派遣調整に関すること	●	→	→	→	→	→
福祉保健部	衛生薬務	129	飲料水の確保(連絡調整)に関すること			●	→	→	→
		130	水道に係る被害報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		131	医薬品、医療機器等の調達、搬送体制の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		132	生活衛生同業組合との支援要請・連絡調整に関すること					●	→
		133	薬事関係団体等の被害調査及び連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		134	薬剤師派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
		135	災害対策本部統括部(県民相談班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		136	毒物劇物取扱者の被害状況の把握に関すること			●	→	→	→
		137	広域火葬に係る応援要請・連絡調整に関すること			●	→	→	→
		138	特定動物飼養施設の被災状況、逸走の有無の確認に関すること	●	→	→	→	→	→
		139	災害時の動物救護における関係機関との連絡調整に関すること					●	→
		140	Y-DCCとの連絡調整・運営支援	●	→	→	→	→	→
		141	DPAT調整本部の運営	●	→	→	→	→	→
		142	在宅人工呼吸器装着者の安否確認(難病・小慢患者)	●	→	→	→	→	→
		143	災害時の栄養・食生活支援(栄養士チームの調整)			●	→	→	→
		144	JDATとの連絡調整・運営支援			●	→	→	→
健康増進		145	災害時の精神的支援(精神科医・精神保健福祉士の調整)			●	→	→	→
		146	災害時の精神的支援(精神科医・精神保健福祉士の調整)			●	→	→	→
		147	災害時の精神的支援(精神科医・精神保健福祉士の調整)			●	→	→	→
		148	災害時の精神的支援(精神科医・精神保健福祉士の調整)			●	→	→	→
		149	災害時の精神的支援(精神科医・精神保健福祉士の調整)			●	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
森林環境部	森林環境政策	145	災害対策本部統括部(総務・調整班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		146	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		147	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		148	森林総合研究所に係る事務	●	→	→	→	→	→
		149	富士山科学研究所に係る事務	●	→	→	→	→	→
	森林整備	150	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		151	民有林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		152	森林計画(森林クラウドシステム)	●	→	→	→	→	→
		153	岩石・砂利・土採取場及び盛土規制法既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	林業振興	154	民有林関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		155	薪炭、水防用及び応急住宅用資材の確保に関すること		●	→	→	→	→
		156	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	県有林	157	県有林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		158	災害応急仮設住宅の木材供給に関すること			●	→	→	→
		159	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	治山林道	160	災害対策本部統括部(物資班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		161	林道及び治山施設、林地の被害調査及び応急復旧に関すること		●	→	→	→	→
		162	林道通行規制業務	●	→	→	→	→	→
	大気水質保全	163	環境放射能モニタリング調査	●	→	→	→	→	→
		164	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	環境整備	165	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		166	廃棄物処理対策に関すること[災害対策関係](情報収集、関係部局等との調整、県と市町村等との協定)	●	→	→	→	→	→
		167	廃棄物処理対策に関すること[災害対策関係](災害廃棄物の撤去、運搬、処理支援(県と民間団体との協定))			●	→	→	→
	自然共生推進	168	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
産業政策部	産業政策	169	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		170	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		171	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		172	商工関係の被害調査に関すること	●	→	→	→	→	→
		173	休廃止鉱山に関する連絡調整	●	→	→	→	→	→
		174	商業関係の被害情報収集及び生活関連物資調達の調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		175	災害対策本部統括部(総務・調整班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	スタートアップ・経営支援	176	関係機関の情報収集・提供及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		177	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	成長産業推進	178	関係機関の情報収集・提供及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		179	立地企業との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		180	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
観光文化・スポーツ部	観光政策	181	各種対策本部開催に伴う部内の連絡調整	●	→	→	→	→	→
		182	災害対策本部統括部(総務・調整班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		183	部内関係の被害状況取りまとめ・本部への報告	●	→	→	→	→	→
		184	部内各所属との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		185	幹部の秘書業務	●	→	→	→	→	→
	観光地経営支援グループ	186	災害対策本部統括部(広報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		187	構成資産の被害状況の把握			●	→	→	→
		188	五合目総合管理センターの運営(5/1~6/30、9/12~10/31)				●	→	→
	富士山観光振興グループ	189	五合目総合管理センターの運営(7/1~9/11の8時~20時)	●	→	→	→	→	→
		190	五合目総合管理センターの運営(7/1~9/10の20時~翌8時)				●	→	→
		191	富士山登山者安全対策現地連絡本部の運営(7/1~9/11の8時~20時)	●	→	→	→	→	→
		192	富士山登山者安全対策現地連絡本部の運営(7/1~9/10の20時~翌8時)				●	→	→
	文化振興・文化財	193	文化財の被害調査及び応急対策に関すること			●	→	→	→
農政部	農政総務	194	災害対策本部統括部(総務・調整班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		195	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	担い手・農地対策	196	農業協同組合及び農業共済組合の地震災害応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		197	災害対策本部統括部(県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	販売・輸出支援	198	農畜水産物の流通販売の被害調査に関すること	●	→	→	→	→	→
		199	卸売市場の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	農業技術	200	農作物等の被害調査に関すること	●	→	→	→	→	→
	果樹・6次産業振興	201	果樹・野菜関係流通施設等の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		202	農業災害対策(家畜等の被害調査及び応急対策)に関すること	●	→	→	→	→	→
	畜産	203	農業災害対策(飼料調達及び斡旋準備又は実施)に関すること	●	→	→	→	→	→
		204	災害対策本部統括部(広報班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		205	食糧の調達及び斡旋の準備又は実施に関すること		●	→	→	→	→
	食糧花き水産	206	水稻等の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		207	花き、特産関係の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		208	水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		209	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	農村振興	210	災害対策本部統括部(物資班・ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		211	農業用ため池、ファームポンド等畠地かんがい施設の被害調査に関すること	●	→	→	→	→	→
	耕地	212	上記施設等の応急対応に関すること				●	→	→
		213	幹線道路(農道)の被害調査及び必要な対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		214	農地及び上記以外の農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること				●	→	→
		215	災害対策本部統括部(情報班、建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		216	災害対策本部統括部(総務・調整班、通信班)に関すること	●	→	→	→	→	→
県土整備部	県土整備総務	217	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		218	部内応急体制の確立に関すること	●	→	→	→	→	→
		219	部内情報の取りまとめに関すること	●	→	→	→	→	→
		220	県土整備本部班への応援に関すること		●	→	→	→	→
	建設業対策	221	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	リニア整備推進	222	リニア整備推進室における連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		223	災害対策本部統括部(総務・調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	用地	224	災害対策本部統括部(広報班・物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		225	県土整備部災害対策本部(総務班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	技術管理	226	県土整備部災害対策本部(本部班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		227	災害対策本部統括部(通信班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
国土整備部	道路整備	228	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		229	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	高速道路推進	230	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		231	災害対策本部統括部(避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	道路管理	232	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		233	道路機能の確保(道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること(道路啓開含む))	●	→	→	→	→	→
		234	交通規制の実施状況の取りまとめ及び連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		235	通行制限・異常気象規制・雪氷対策		●	→	→	→	→
		236	災害復旧(道路・橋りょう)工事			●	→	→	→
		237	緊急輸送道路に関すること	●	→	→	→	→	→
		238	県土整備部災害対策本部(治水班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	治水	239	水防活動の総括に関すること	●	→	→	→	→	→
		240	水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること	●	→	→	→	→	→
		241	水防管理団体の指導連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		242	河川及び河川管理施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		243	ダム施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		244	公共土木施設災害復旧事業	●	→	→	→	→	→
		245	河川情報システム整備・管理	●	→	→	→	→	→
	下水道	246	県土整備部災害対策本部(下水道班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		247	上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること(工事・維持管理)			●	→	→	→
		248	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	砂防	249	県土整備部災害対策本部(砂防班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		250	土砂災害の被害状況の取りまとめに関すること	●	→	→	→	→	→
		251	砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の応急復旧並びに二次災害防止に関すること			●	→	→	→
		252	土砂災害緊急調査	●	→	→	→	→	→
	都市計画	253	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		254	県土整備部災害対策本部(都市計画班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		255	被災宅地危険度判定士の出動要請に関すること			●	→	→	→
		256	都市災害復旧事業			●	→	→	→
		257	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	景観まちづくり	258	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		259	県営都市公園の被災状況の確認・報告・管理運営	●	→	→	→	→	→
	建築住宅	260	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		261	県土整備部災害対策本部(建築住宅班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		262	被災建築物応急危険度判定に関すること	●	→	→	→	→	→
		263	災害復旧住宅資金の融資に関すること						●
		264	賃貸型応急住宅に関すること				●	→	→
		265	建築基準法第85条(仮設建築物)の指定				●	→	→
	住宅対策	266	県災害対策本部事務局(県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		267	県土整備部災害対策本部(建築住宅班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		268	災害応急仮設住宅建設に関すること			●	→	→	→
		269	公営住宅の応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		270	県営住宅の整備、管理及び改善				●	→	→
	営繕	271	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		272	県土整備部災害対策本部(営繕班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		273	県有建物の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
出納局	会計	274	部内各班の連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		275	災害関係費・応急対策費に要する資金の調達及び出納事務	●	→	→	→	→	→
		276	財務会計システムの稼働状況の把握	●	→	→	→	→	→
		277	財務会計システム復旧までの支払への対応	●	→	→	→	→	→
		278	ADAMS II(官庁会計システム)の稼働状況の把握	●	→	→	→	→	→
		279	ADAMS II(官庁会計システム)の会計処理		●	→	→	→	→
		280	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	管理	281	災害関係及び特定物資等の調達に関する事				●	→	→
		282	指定金融機関、指定代理金融機関の被害状況の把握	●	→	→	→	→	→
		283	災害対策本部統括部(物資班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	工事検査	284	県土整備部災害対策本部等への応援に関する事	●	→	→	→	→	→
企業局	総務	285	部内及び関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		286	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事	●	→	→	→	→	→
		287	応急復旧用資材及び物資の調達に関する事	●	→	→	→	→	→
		288	所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		289	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	電気	290	所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		291	水防情報の取りまとめ及び伝達に関する事	●	→	→	→	→	→
		292	災害復旧方針の策定			●	→	→	→
		293	関係機関への周知、報告	●	→	→	→	→	→
		294	災害対策本部統括部(通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	新エネルギー・システム推進	295	関係機関への周知、報告業務	●	→	→	→	→	→
		296	災害対策本部統括部(通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→
教育委員会	総務	297	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整	●	→	→	→	→	→
		298	部内及び関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		299	災害対策本部統括部(県民相談班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	教育企画	300	災害対策本部統括部(総務・調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	福利給与	301	教職員住宅の情報収集・避難勧告			●	→	→	→
		302	教育庁被災職員への応急対応	●	→	→	→	→	→
		303	災害対策本部統括部(広報班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	学校施設	304	市町村立学校施設の被害調査結果の受理及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		305	県立学校施設等の被害調査結果の受理及び必要な対応に関する事	●	→	→	→	→	→
		306	被害のあった県立学校施設等の応急措置に関する事			●	→	→	→
		307	災害対策本部統括部(建築物・廃棄物対策班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	義務教育	308	公立小中学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		309	公立小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		310	公立小中学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
	高校教育	311	県立高等学校等の学校教育の指導①(学校防災指針に沿った災害発生直後対応)	●	→	→	→	→	→
		312	県立高等学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		313	県立高等学校生徒に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		314	県立高等学校職員に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	特別支援教育・児童生徒支援	315	特別支援学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		316	公立小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		317	県立特別支援学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		318	県立特別支援学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	社会教育	319	ことぶき勧学院に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	保健体育	320	学校保健の指導	●	→	→	→	→	→

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。

○出先機関等における応急業務

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通		-	所管施設等の被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		-	所属職員の安否確認、参集確認	●	→	→	→	→	→
		-	執務室の業務スペース確保	●	→	→	→	→	→
		-	庁舎・施設内の来客者の安全確保	●	→	→	→	→	→
高度政策推進局	東京事務所	1	首都圏における県行政に関する総合窓口	●	→	→	→	→	→
		2	県・市町村と各省庁等との連絡調整	●	→	→	→	→	→
	大阪事務所	3	関西・中京以西における県行政に関する総合窓口	●	→	→	→	→	→
		4	関西・中京で開催される各種イベントの支援（開催中のイベントに参加している職員・参加者に対する支援）	●	→	→	→	→	→
総合県民支援局	こころの発達総合支援センター	5	災害派遣精神医療チーム（DPAT）				●	→	→
	児童相談所	6	児童福祉施設等措置及び一時保護委託児童の情報収集	●	→	→	→	→	→
	地域県民センター	7	災害対策本部地方連絡本部	●	→	→	→	→	→
		8	防災行政無線	●	→	→	→	→	→
		9	庁舎の被害確認・報告・維持管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		10	庁舎職員への配備用食料の提供		●	→	→	→	→
防災局	消防学校	11	入校生の安全確保	●	→	→	→	→	→
福祉保健部	保健福祉事務所	12	地方連絡本部（地区医療救護対策本部に関すること）	●	→	→	→	→	→
		13	地方連絡本部（高齢者・障害者等への情報提供に関すること）	●	→	→	→	→	→
		14	災害救助活動における医療・助産に関すること	●	→	→	→	→	→
		15	社会福祉施設の被災状況・要援護者等の避難状況（福祉避難所）の把握等社会福祉関係の応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		16	大規模災害時医療救護マニュアルに基づく対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		17	水道事業者等の飲料水の確保（連絡調整）に関すること	●	→	→	→	→	→
		18	医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること	●	→	→	→	→	→
		19	薬事関係施設の被害状況の把握と応急対策等に関すること	●	→	→	→	→	→
		20	被災地の食品衛生に関すること				●	→	→
		21	避難所の健康危機管理に関すること				●	→	→
		22	透析患者や難病患者等の対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		23	被災動物の収容、保管に関すること				●	→	→
		24	特定動物飼養施設の被害状況の把握と逸走対応等に関すること	●	→	→	→	→	→
		25	義捐物資に関すること				●	→	→
	富士ふれあいセンター	26	福祉避難所の設置		●	→	→	→	→
衛生環境研究所		27	環境放射能の調査	●	→	→	→	→	→
		28	事件、事故等に伴う大気汚染の緊急検査	●	→	→	→	→	→
		29	事件、事故等に伴う水質汚濁、土壌汚染の緊急検査	●	→	→	→	→	→
森林環境部	精神保健福祉センター	30	精神保健福祉センターにおける電話相談業務	●	→	→	→	→	→
	林務環境事務所	31	環境管理（廃棄物、再生資源物、大気、水質、温泉、浄化槽、土壌汚染）に関する監視指導	●	→	→	→	→	→
		32	林道通行規制業務	●	→	→	→	→	→
		33	林道及び治山施設、林地の被害調査及び応急復旧に関すること		●	→	→	→	→
		34	県有林及び県行分収林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		35	民有林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		36	岩石・砂利・土採取場及び土砂の埋立て等許可地の被害発生状況の確認		●	→	→	→	→
	森林総合研究所	37	各種薬剤等の点検管理	●	→	→	→	→	→
		38	災害対策本部岐南地方連絡本部に関すること	●	→	→	→	→	→
	富士山科学研究所	39	富士山火山防災に係る調査研究（富士山噴火に関すること）	●	→	→	→	→	→
		40	危険物の点検管理	●	→	→	→	→	→

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
産業政策部	産業技術短期大学校(塩山)	41	教職員、訓練生の安否や被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	産業技術短期大学校(都留)	42	教職員、訓練生の安否や被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	岐南高等技術専門校	43	教職員、訓練生(委託訓練を含む)の安否確認と被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	就業支援センター	44	講師、訓練生(委託訓練を含む)の安否確認と被災状況に関すること	●	→	→	→	→	→
観光文化・スポーツ部	埋蔵文化財センター	45	埋蔵文化財センター(現場含む)の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
	美術館	46	施設及び展示・保存資料等の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
	博物館	47	展示資料等の状況確認、被害調査報告	●	→	→	→	→	→
	考古博物館	48	考古博物館の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
	文学館	49	施設及び展示・保存資料等の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
農政部	農務事務所	50	農業災害の調査及び対策の連絡調整	●	→	→	→	→	→
		51	農地及び農業用施設災害の防止並びに復旧	●	→	→	→	→	→
		52	地すべり防止地域の指定・対策	●	→	→	→	→	→
	家畜保健衛生所	53	畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
県土整備部	建設事務所	54	管内の公共土木施設の被害状況の調査・報告及び必要な応急対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		55	県民センター及び県土整備部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		56	管内道路の交通不能箇所の調査・連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		57	緊急輸送道路の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		58	土砂災害防止に関すること	●	→	→	→	→	→
		59	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	新環状道路建設事務所	60	新山梨環状道路南部区間・東部区間、西関東連絡道路、新御坂トンネル、愛宕トンネルの被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		61	新山梨環状道路南部区間・東部区間の被害調査・報告及び必要な応急対策等に関すること	●	→	→	→	→	→
		62	西関東連絡道路の被害調査・報告及び必要な応急対策等に関すること	●	→	→	→	→	→
		63	新御坂トンネル、愛宕トンネルの巡回管理			●	→	→	→
		64	新山梨環状道路南部区間・東部区間、西関東連絡道路の維持管理			●	→	→	→
	ダム管理事務所	65	洪水調節及び利水供給	●	→	→	→	→	→
		66	ダム管理施設の操作、保守、点検等維持管理(被害確認)	●	→	→	→	→	→
		67	ダム及び貯水池の計測、観測、監視及び報告	●	→	→	→	→	→
	流域下水道事務所	68	下水処理場の被害状況の把握		●	→	→	→	→
		69	下水道施設の被害状況の情報収集と情報共有			●	→	→	→
		70	下水道施設の使用制限、応援要請			●	→	→	→
		71	下水道施設の緊急点検			●	→	→	→
		72	下水道施設の緊急調査(0次調査)				●	→	→
		73	下水道施設(管路)の応急復旧				●	→	→
		74	下水道施設の応急調査(一次調査)					●	→
		75	下水道施設(処理場)の応急対応						●

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
企業局	発電総合制御所	76	発電所の停止(震度6弱以上)	●	→	→	→	→	→
		77	各施設の巡視(災害発生時)	●	→	→	→	→	→
		78	災害復旧計画の策定			●	→	→	→
		79	山梨県総合防災情報システム入力	●	→	→	→	→	→
	発電管理事務所	80	発電施設の被害状況確認・報告・維持管理	●	→	→	→	→	→
		81	ダム・調整池の臨時点検	●	→	→	→	→	→
		82	各施設の巡視・被災箇所の確認及び機器操作		●	→	→	→	→
		83	災害復旧計画の策定			●	→	→	→
	石和温泉管理事務所	84	機器及び給湯の停止	●	→	→	→	→	→
		85	施設及び設備等の巡視・記録・報告			●	→	→	→
		86	復旧計画の策定及び報告				●	→	→
教育委員会	教育事務所	87	市町村教育委員会との連携対応	●	→	→	→	→	→
		88	管内小中学校施設等の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		89	小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		90	小中学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
	県立学校	91	学校生徒に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		92	学校職員に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。

○優先すべき通常業務

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通		-	重要な行事への対応(延期調整等)			●	→	→	→
		-	予算・支出・調達ほか庶務等で緊急のもの			●	→	→	→
高度政策推進局	政策調整グループ	1	皇室					●	→
		2	重要事項の総合調整			●	→	→	→
		3	府議・部局連絡会議			●	→	→	→
		4	広域連携			●	→	→	→
		5	民間企業との包括連携協定			●	→	→	→
		6	議会対応				●	→	→
	広聴広報グループ	7	やまなしパートナーズ・レター、問い合わせメール			●	→	→	→
		8	県広報テレビ・ラジオ番組の企画・運営			●	→	→	→
		9	「ふれあい」の編集・発行			●	→	→	→
	リニア・次世代交通推進グループ	10	交通行政の総合調整(応急対応以外)			●	→	→	→
		11	リニア見学センターの管理運営			●	→	→	→
	大阪事務所	12	大阪山梨県人会及び愛知山梨県人会等への支援活動	●	→	→	→	→	→
総合県民支援局	男女共同参画・多様性推進課	13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること	●	→	→	→	→	→
		14	性暴力被害者への支援に関すること	●	→	→	→	→	→
		15	多文化共生地域づくり推進(HP保守含)に関すること	●	→	→	→	→	→
	子育て・次世代サポート課	16	子ども・子育て支援施策推進					●	→
		17	児童福祉施設の整備					●	→
		18	地域子ども・子育て支援事業					●	→
		19	母子保健推進事業	●	→	→	→	→	→
		20	発達障害者支援に関する事業					●	→
	こども福祉課	21	児童虐待防止対策の推進		●	→	→	→	→
		22	子どもの権利相談室(やまスマ)の運営						●
		23	児童手当、児童扶養手当						●
		24	ひとり親家庭等の福祉対策						●
		25	母子父子寡婦福祉資金						●
	まなび支援課	26	高等教育機関との連携事務(必要に応じて、県内大学に対する情報提供・状況確認)	●	→	→	→	→	→
		27	私立学校に関する助成及び指導						●
		28	私立学校への情報提供・状況調査等	●	→	→	→	→	→
	働く人・働き方支援課	29	中小企業労働相談事業						●
		30	労働者生活応援事業(法律、健康等専門相談)						●
		31	労働者福祉資金貸付事業						●
		32	賃金アップ環境改善事業						●
		33	ケアラー支援						●
		34	若年者・中高年齢者の就業支援						●
		35	やまなし・しごと・プラザの運営						●
		36	奨学金返還支援						●
	県民生活支援課	37	生活関連物資の価格・需給動向調査に関すること		●	→	→	→	→
		38	生活関連物資に関わる不当取引等の防止に関すること					●	→
		39	不当な取引行為の防止(特定商取引法・景品表示法・消費生活条例等に基づく行政指導)					●	→
		40	犯罪被害者等総合支援窓口の運営				●	→	→
		41	食品安全110番の運営				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
総合県民支援局	パスポート室	42	旅券申請書の受理・審査			●	→	→	→
		43	旅券作成・交付			●	→	→	→
		44	旅券取得に係る相談			●	→	→	→
		45	地域県民センター旅券窓口業務の指導・研修			●	→	→	→
		46	地域県民センターとの旅券の発送業務			●	→	→	→
	こころの発達総合支援センター	47	医師(児童精神科・小児科医)の診療診察全般、検査/内服調整(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		48	診療補助同行(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		49	臨床検査			●	→	→	→
		50	生活・服薬指導			●	→	→	→
		51	医療事務(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		52	電子カルテシステムに関すること			●	→	→	→
		53	診療業務の管理・調整			●	→	→	→
		54	こころの問題を抱えた児童の相談・地域支援			●	→	→	→
		55	発達障害児・者に対する相談・地域支援			●	→	→	→
		56	児童福祉に関する相談・調査・診断・判定及び援助			●	→	→	→
	児童相談所	57	児童虐待の相談・対応及び支援				●	→	→
		58	児童の一時保護及び一時保護委託			●	→	→	→
		59	一時保護所の運営	●	→	→	→	→	→
		60	基本的な生活習慣確立のための支援			●	→	→	→
	甲陽学園	61	社会規範の習得及び道徳性向上のための支援			●	→	→	→
		62	社会生活における自立心向上のための支援			●	→	→	→
		63	中卒児童のための学級運営と実科支援			●	→	→	→
		64	男女各寮内での支援活動及び寮の運営管理	●	→	→	→	→	→
		65	施設の運営管理	●	→	→	→	→	→
	子ども心理治療センターうぐいすの杜	66	児童に対する治療的生活支援	●	→	→	→	→	→
		67	児童の診察及び健康管理	●	→	→	→	→	→
		68	栄養管理・栄養指導	●	→	→	→	→	→
		69	所管区域内の出先機関との連絡	●	→	→	→	→	→
	地域県民センター	70	総合窓口			●	→	→	→
		71	一般旅券の発給			●	→	→	→
		72	所管区域内のかいの財務事務の審査			●	→	→	→
		73	所管区域内の出先機関の工事検査				●	→	→
		74	物品の購入契約に関すること				●	→	→
	県民生活センター	75	県民相談(法律相談・交通事故相談・労働相談・内職相談)			●	→	→	→
		76	消費生活相談			●	→	→	→
		77	行政苦情相談			●	→	→	→
		78	公益通報者保護法の外部通報受付窓口			●	→	→	→
		79	啓発事業(消費者被害拡大防止のための情報提供)			●	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
新価値・地域創造推進局	国際戦略・自然首都圏推進課	80	外国青年招致事業(JETプログラム)		●	→	→	→	→
		81	職員相互派遣事業		●	→	→	→	→
	リニア・次世代交通推進課	82	交通行政の総合調整(応急対応以外)			●	→	→	→
		83	リニア見学センターの管理運営				●	→	→
	地域エネルギー推進課	84	災害時の電力供給体制の強靭化	●	→	→	→	→	→
		85	山梨県無料公衆無線LANの運用管理	●	→	→	→	→	→
	DX課	86	サーバ等機器、電源及びネットワーク利用可否状況の確認、現状利用可能な範囲の特定(切り分け)	●	→	→	→	→	→
		87	行政情報ネットワークの復旧(部分復旧・仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		88	メール利用環境の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		89	LGWAN利用環境の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		90	ファイルサーバ(共有フォルダ)の復旧(仮復旧)		●	→	→	→	→
		91	テレワーク利用環境の復旧(仮復旧)		●	→	→	→	→
		92	統合サーバの運用管理		●	→	→	→	→
		93	財務会計システムの運用管理			●	→	→	→
		94	人事給与福利厚生システムの運用管理			●	→	→	→
		95	統合宛名システム(運用管理)			●	→	→	→
		96	統合宛名システム(復旧)			●	→	→	→
	統計調査課	97	国の委託に係る統計調査(国勢調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査、経済センサス、農林業センサス、労働力調査、毎月勤労統計調査、家計調査、小売物価統計調査、学校基本調査、学校保健統計調査等)						●
		98	統計調査員の安全対策	●	→	→	→	→	→
総務部	人事課	99	職員の任免、分限及び懲戒			●	→	→	→
		100	職員の服務その他の勤務条件			●	→	→	→
		101	職員の給与、退職手当、旅費及びその他の手当				●	→	→
		102	職員の表彰及び褒賞					●	→
		103	県の委員会、委員、警察本部及び企業局に係る知事の権限に属する事務(人事及び給与に関するものに限る)			●	→	→	→
	働きやすい職場づくり支援室	104	働き方改革の推進(時間外勤務に関するもの)			●	→	→	→
		105	良好な職場環境づくり			●	→	→	→
		106	多様な人材の活躍推進			●	→	→	→
	職員厚生課	107	職員の健康相談(過重労働・メンタルヘルス対応等、休職面接含む)			●	→	→	→
		108	庁内一時預かり託児所の運営管理				●	→	→
		109	恩給(元軍人を除く、元県職員・教員・警察官)					●	→
		110	共済組合の物資(食堂・購買)事業					●	→
		111	被扶養者の認定及び組合員証の発行					●	→
		112	公務災害、通勤災害の請求に係る相談、補償					●	→
	財政課	113	予算その他財政に関すること			●	→	→	→
		114	県議会に関すること			●	→	→	→
	税務課	115	災害による県税の減免措置に関すること			●	→	→	→
		116	地方消費税等に関する市町村交付金						●
		117	税務システムの運用・維持管理	●	→	→	→	→	→
		118	災害窓口業務(収納管理・減免・徵収猶予・申告指導・納税確認等)			●	→	→	→
	資産高度利用推進課	119	公有財産の管理		●	→	→	→	→
		120	職員宿舎の管理		●	→	→	→	→
		121	県有建物の火災共済に関すること						●
		122	ふるさと納税に係る問い合わせへの対応			●	→	→	→
庁舎管理室		123	集中管理自動車の運行及び管理	●	→	→	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
総務部	行政法務課	124	総合的行政文書管理システムの運用					●	→
		125	文書の収受・発送			●	→	→	→
		126	公印の管守			●	→	→	→
		127	個人情報保護に関する指導業務	●	→	→	→	→	→
		128	県公報の発行				●	→	→
		129	条例・規則の公布			●	→	→	→
	市町村振興課	130	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関すること			●	→	→	→
		131	住民基本台帳制度・番号制度			●	→	→	→
		132	選挙制度			●	→	→	→
	財政企画室	133	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関すること			●	→	→	→
防災局	北富士演習場対策課	134	北富士演習場関連の連絡調整			●	→	→	→
		135	北富士演習場対策協議会					●	→
	職員研修所	136	研修の実施(延期・中止)に関すること				●	→	→
	総合県税事務所	137	窓口業務(収納管理・減免・徴収猶予・申告指導・納税確認等)			●	→	→	→
		138	収納計器(ハスラー)の保全及び適正使用に係る指導			●	→	→	→
		139	県税に係る徴収金の賦課				●	→	→
		140	県税に係る調査及び申告指導				●	→	→
		141	地方法人特別税に係る賦課及び申告指導				●	→	→
		142	ゴルフ場利用税の市町村に対する交付						●
	防災危機管理課	143	防災ポータルの維持管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		144	気象情報の受伝達、気象状況に基づく配備に関すること	●	→	→	→	→	→
		145	無線局の管理、運用指導に関すること	●	→	→	→	→	→
	消防保安課	146	消防賞じゅつ金						●
		147	消防団員公務災害補償						●
		148	航空機燃料調達及び屋外貯蔵・管理	●	→	→	→	→	→
		149	各種資機材の維持管理	●	→	→	→	→	→
		150	ヘリテレ及び小型受信装置の保守管理	●	→	→	→	→	→
		151	ドクヘリとの運航調整	●	→	→	→	→	→
		152	物品選定に関すること	●	→	→	→	→	→
		153	消防防災ヘリコプターの運航・点検・整備に関すること	●	→	→	→	→	→
		154	各種無線に関すること	●	→	→	→	→	→
		155	救急安心センターやまなし(#7119)					●	→
	消防学校	156	総務スタッフ業務					●	→
		157	教育訓練の再調整					●	→
福祉保健部	福祉保健部	158	部局間の調整に関すること				●	→	→
	福祉保健総務課	159	奉仕活動に関すること					●	→
		160	義捐金、義捐物資に関すること					●	→
		161	民生委員・児童委員に関すること					●	→
		162	生活福祉資金に関すること					●	→
		163	生活困窮者の自立支援に関すること					●	→
		164	共同募金に関すること				●	→	→
	健康長寿推進課	165	生活保護					●	→
		166	高齢者虐待防止					●	→
		167	負担金・交付金・補助金等に関すること					●	→
	国保援護課	168	後期高齢者医療制度に関すること				●	→	→
		169	国民健康保険に関すること				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w	
福祉保健部	障害福祉課	170	自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)					●	→	
		171	障害者の相談支援、就労支援			●	→	→	→	
		172	障害児施設給付費・設置費に関すること					●	→	
		173	心身障害者扶養共済					●	→	
		174	重度心身障害者医療費貸付					●	→	
		175	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当					●	→	
		176	障害者の虐待防止					●	→	
	医務課	177	べき地医療				●	→	→	
		178	在宅医療						●	
		179	救急医療体制					●	→	
		180	周産期医療		●	→	→	→	→	
		181	医療機関の指導監督				●	→	→	
		182	衛生検査所の指導				●	→	→	
		183	医業類似行為の指導監督				●	→	→	
		184	医療相談	●	→	→	→	→	→	
		185	医療安全及び院内感染防止の推進				●	→	→	
		186	准看護師試験	●	→	→	→	→	→	
	衛生薬務課	187	狂犬病の予防及び咬傷事故対応に関すること	●	→	→	→	→	→	
		188	麻薬取扱者免許事務手続に関すること(緊急のもの)				●	→	→	
		189	毒・劇物、麻薬等関係施設の危害防止のための関係機関との連絡調整					●	→	
		190	食中毒調査等に関すること			●	→	→	→	
	健康増進課	191	栄養士及び調理師に関する事務						●	
		192	原爆被爆者の援護(手帳の交付・手当の給付)						●	
		193	小児医療給付対策						●	
		194	特定疾患等対策						●	
		195	精神障害者の医療及び保護(23条通報対応)		●	→	→	→	→	
		196	心の健康の保持・増進(心のケア救護センターの設置)			●	→	→	→	
		197	予防接種(HPV)						●	
	感染症対策センター	198	センター内の連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→	
		199	感染症に係る情報収集・分析・発信に関すること					●	→	
		200	感染症発生動向調査・流行予測調査						●	
		201	衛生物資の流通備蓄に関すること					●	→	
		202	やまなし感染管理支援チーム(YCAT)の派遣に関すること					●	→	
		203	感染症の発生時対応			●	→	→	→	
		204	感染症の予防対策に関すること(国有ワクチンの確保を含む)			●	→	→	→	
		205	肝炎治療助成事業(公費負担医療)						●	
		206	結核予防(公費負担医療)						●	
		207	避難所等における感染対策の支援			●	→	→	→	
		208	市町村からの要請に基づく防疫業務の支援・代行			●	→	→	→	
※【(臨時)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部が立ち上がっている場合】										
209		(臨時)新興感染症対策本部・情報班業務			●	→	→	→		
210		(臨時)新興感染症対策本部・情報班業務(公表事務関係)					●	→		
211		(臨時)新興感染症対策本部入院調整班業務(要トリアージ)		●	→	→	→	→		
212		(臨時)新興感染症対策本部・事務局業務(対策本部会議関係)					●	→		
213		(臨時)専門家会議、感染症対策連携協議会					●	→		
214		(臨時)医療措置協定に基づく医療提供体制等の確保					●	→		
215		(臨時)外出自粓対象者の自宅療養にかかる市町村への情報提供		●	→	→	→	→		

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	保健福祉事務所	216	障害者虐待に關すること						●
		217	児童虐待に關すること						●
		218	母子・父子・寡婦家庭等に対する相談指導に關すること(母子・父子自立支援)						●
		219	DVに關すること						●
		220	生活保護に關すること			●	→	→	
		221	介護保険に關すること						●
		222	認知症・高齢者虐待に關すること						●
		223	食中毒に關する調査		●	→	→	→	
		224	食品苦情への対応				●	→	
		225	食品営業許可に關すること				●	→	
		226	医薬品事故に關すること		●	→	→	→	
		227	医薬品・毒物劇物・麻薬等許可に關すること				●	→	
		228	水道施設等衛生管理に關すること				●	→	
		229	生活衛生関係許可に關すること				●	→	
		230	咬傷事故処理、負傷動物の処置	●	→	→	→	→	
		231	非係留犬の保護			●	→	→	
		232	飼えなくなった犬、猫の引き取り					●	
		233	医療機関等の許認可				●	→	
		234	警察官通報等対応業務	●	→	→	→	→	
		235	精神保健法相談業務			●	→	→	
		236	感染症発生動向調査					●	
		237	感染症発生対応(全数把握疾病等)	●	→	→	→	→	
		238	医療機関・社会福祉施設等における感染症等発生対応	●	→	→	→	→	
		239	結核患者等対応(接触者管理を含む)	●	→	→	→	→	
		240	肝炎治療費助成事務					●	
		241	先天性代謝異常対応					●	
		242	小児慢性特定疾病医療費給付事務			●	→	→	
		243	特定医療費(指定難病)給付事務			●	→	→	
	女性相談支援センター	244	女性からの相談、支援及び調査						●
		245	要支援女性の一時保護						●
		246	配偶者暴力被害者の相談			●	→	→	
		247	配偶者暴力被害者の一時保護			●	→	→	
		248	一時保護所の運営	●	→	→	→	→	
	障害者相談所	249	身体障害者手帳交付					●	→
		250	療育手帳交付					●	→
		251	身体障害者の更生相談			●	→	→	
		252	知的障害者の更生相談			●	→	→	
		253	自立支援医療(更生医療)の該否					●	
		254	総合支援法に関する市町村調整・援助					●	
		255	療育手帳に係る各種判定・診断					●	
	あけぼの医療福祉センター	256	補装具の要否・適合判定					●	
		257	入所中の利用児者等の治療・看護	●	→	→	→	→	
		258	薬剤業務	●	→	→	→	→	
		259	臨床検査業務		●	→	→	→	
		260	臨床放射線検査業務	●	→	→	→	→	
		261	栄養給食業務		●	→	→	→	
		262	介護が一時的に困難となった障害児者の短期間入所、保護			●	→	→	
		263	社会福祉村各施設の総合調整	●	→	→	→	→	
富士ふれあいセンター		264	相談・判定				●	→	

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	衛生環境研究所	265	飲料水の適否検査			●	→	→	→
		266	有症・苦情に伴う患者、食品等の検体の試験検査			●	→	→	→
		267	感染症発生動向調査						●
		268	大気汚染に係る常時監視、試験検査				●	→	→
		269	公共用水域、地下水汚濁の常時監視、試験検査				●	→	→
		270	事業場、廃棄物処理施設等の排水検査				●	→	→
	食肉衛生検査所	271	ヒ畜検査			●	→	→	→
		272	食鳥検査			●	→	→	→
		273	BSE検査			●	→	→	→
		274	病畜・保留畜の精密検査			●	→	→	→
	動物愛護指導センター	275	保管動物の飼育管理			●	→	→	→
		276	負傷動物等の処置			●	→	→	→
		277	飼えなくなった、所有者の判明しない犬、ねこの引き取り処分						●
		278	咬傷犬事故対応		●	→	→	→	→
		279	特定動物による事故防止	●	→	→	→	→	→
	精神保健福祉センター	280	保護・逸走情報の発信				●	→	→
		281	精神保健福祉相談事業			●	→	→	→
		282	自殺再企図防止ケア事業			●	→	→	→
		283	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証判定・発行事業				●	→	→
		284	精神医療審査会事業				●	→	→
森林環境部	林業振興課	285	特用林産物の振興(放射性物質検査を含む)				●	→	→
	大気水質保全課	286	温泉資源の保護及び利用の適正化				●	→	→
		287	大気汚染防止対策		●	→	→	→	→
		288	浮遊粒子状物質対策		●	→	→	→	→
		289	光化学スモッグ対策		●	→	→	→	→
		290	ダイオキシン類対策		●	→	→	→	→
		291	土壤汚染対策		●	→	→	→	→
		292	公共用水域、地下水の常時監視及び水質保全対策		●	→	→	→	→
		293	生活排水対策				●	→	→
	環境整備課	294	公共廻与による廃棄物最終処分場の管理・運営			●	→	→	→
		295	一般廃棄物の適正処理の指導				●	→	→
		296	一般廃棄物処理施設の許可				●	→	→
		297	自動車リサイクルの推進				●	→	→
		298	産業廃棄物排出事業者及び処理業者の指導				●	→	→
		299	再生資源物等管理条例対象事業者の指導				●	→	→
		300	廃棄物不適正処理の監視・指導						●
		301	不法投棄防止対策の推進					●	→
	自然共生推進課	302	鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査			●	→	→	→
		303	自然公園特別地域内の非常災害応急措置						●
	林務環境事務所	304	県産材の流通及び特用林産の振興				●	→	→
		305	林道及び治山工事の設計、施工、監督						●
		306	林道及び治山施設の維持管理					●	→
		307	自然公園特別地域内の非常災害応急措置						●
		308	鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査			●	→	→	→
		309	森林組合指導及び林業労働対策				●	→	→
	森林総合研究所	310	重機・林業機械類の点検管理		●	→	→	→	→
		311	林業用種子・植物資源等の維持管理			●	→	→	→
	富士山科学研究所	312	富士山火山防災に係る調査研究(富士山噴火以外に関するこ)		●	→	→	→	→
		313	環境情報の収集及び提供				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
産業政策部	産業振興課	314	中小企業の金融相談					●	→
		315	公共職業訓練						●
	産業人材課	316	県立職業能力開発施設の運営						●
		317	訓練生に対する援護						●
		318	障害者の雇用促進						●
	計量検定所	319	特定計量器の検定及び使用に関する指導						●
		320	公的質量標準供給体制の維持・運営(基準器の保全)	●	→	→	→	→	→
観光文化・スポーツ部	観光政策グループ	321	旅行業の登録及び指導						●
	観光振興グループ	322	富士の国やまなし観光ネットの維持管理及び情報発信	●	→	→	→	→	→
		323	県有観光施設の維持管理(情報収集、被害調査)		●	→	→	→	→
	観光地経営支援グループ	324	扇館の管理(情報収集、被害調査)		●	→	→	→	→
		325	災害時外国人受入対応	●	→	→	→	→	→
	南アルプス観光振興グループ	326	南アルプスのマイカー規制(情報収集、発信)	●	→	→	→	→	→
	富士山世界遺産センター	327	世界遺産センターの運営	●	→	→	→	→	→
	埋蔵文化財センター	328	埋蔵文化財の発掘調査に関すること						●
農政部	担い手・農地対策課	329	農地利用集積等促進計画の公告等				●	→	→
		330	農業会議及び農業委員会の活動支援				●	→	→
	販売・輸出支援課	331	農畜産物の流通販売対策			●	→	→	→
		332	農作物等の技術対策に関すること					●	→
	農業技術課	333	農業災害関係制度資金に関すること					●	→
		334	農作物等の災害対策					●	→
		335	農業関係金融					●	→
		336	果樹及び野菜の出荷・振興対策				●	→	→
	果樹・6次産業振興課	337	農畜産物の加工対策		●	→	→	→	→
		338	(株)山梨食肉流通センターに関すること	●	→	→	→	→	→
	畜産課	339	食肉の需給調整に関すること		●	→	→	→	→
		340	(公社)山梨県畜産協会に関すること	●	→	→	→	→	→
		341	(公財)山梨県子牛育成協会に関すること	●	→	→	→	→	→
		342	県立ハケ岳牧場に関すること	●	→	→	→	→	→
		343	県立まきば公園に関すること	●	→	→	→	→	→
		344	酪農・乳業の需給調整に関すること		●	→	→	→	→
		345	家畜伝染病の危機管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		346	(公財)馬事振興センターに関すること	●	→	→	→	→	→
		347	動物薬事・獣医療・獣医事に関すること	●	→	→	→	→	→
		348	自衛防疫の推進に関すること	●	→	→	→	→	→
	食糧花き水産課	349	主要食糧の確保・供給				●	→	→
		350	国有農地等の被害調査に関すること			●	→	→	→
	農村振興課	351	農業振興地域整備計画の管理指導				●	→	→
		352	農地の権利移動及び転用に関する許可等				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
農政部	農政事務所	353	農地防災及び災害復旧事業					●	
		354	国庫補助金(交付金)申請手続き等						●
		355	地方財政措置に関すること						●
		356	予算・繰越等関係事務						●
		357	工事の執行管理						●
		358	設計積算の電算処理及びシステム管理						●
		359	一般競争入札の連絡調整等						●
		360	公共事業評価関係						●
		361	公共事業の執行管理(契約・支出等)						●
		362	公共事業予算編成						●
		363	農業団体の指導等		●	→	→	→	
		364	農業・農村施設整備等に係る国補・県単事業	●	→	→	→	→	
		365	農業の担い手の確保、育成及び支援			●	→	→	
		366	農業金融の融資事務、調査及び指導				●	→	
		367	地域農業の生産・経営指導と情報発信			●	→	→	
		368	農業気象灾害対策の技術指導		●	→	→	→	
	総合農業技術センター	369	農作物等の災害対策			●	→	→	
		370	農作物等の病害虫発生予察及び防除指導						●
		371	植物防疫(侵入警戒病害虫)診断						●
		372	県有防除器具の保管貸出						●
		373	原々種及び原種の生産管理			●	→	→	
		374	試験研究用栽培作物等の維持管理			●	→	→	
		375	遺伝資源の維持保存			●	→	→	
		376	花き種苗生産事業		●	→	→	→	
	果樹試験場	377	ワインの試験醸造と貯蔵試験			●	→	→	
		378	施設果樹の栽培技術の開発	●	→	→	→	→	
		379	ブドウイルス病無毒原々母樹の隔離保存			●	→	→	
		380	果実の鮮度保持に関する試験	●	→	→	→	→	
		381	果樹に関する気象灾害等における被害、技術対策への支援			●	→	→	
	専門学校農林大学校(長坂キャンパス・富士川キャンパス)	382	学校の運営			●	→	→	
		383	実習ほ場、実習林、実習場の管理			●	→	→	
		384	学生の安否確認			●	→	→	
		385	訓練生・研修生の安否確認			●	→	→	
	家畜保健衛生所	386	家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査・調査・指導		●	→	→	→	
		387	不明疾病の解明とそれに基づく指導			●	→	→	
		388	BSE監視検査			●	→	→	
		389	特定家畜伝染病防疫対策・監視検査・指導	●	→	→	→	→	
	畜産酪農技術センター	390	家畜家禽の飼養管理(本所)		●	→	→	→	
		391	乳肉用牛の飼養管理(長坂支所)		●	→	→	→	
	水産技術センター	392	魚苗の生産及び供給	●	→	→	→	→	
		393	水産技術の普及指導(応急・復旧対応に係る業務)				●	→	

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
県土整備部	県土整備総務課	394	部内の建設工事に係る請負契約					●	→
		395	建設業許可				●	→	→
		396	浄化槽工事業登録				●	→	→
		397	解体工事業登録				●	→	→
	技術管理課	398	技術基準、仕様書				●	→	
		399	積算基準、災害査定、実施単価の調査				●	→	
		400	工事用材料の調査、試験				●	→	
		401	建設副産物対策					●	
		402	土木設計積算システムの運用維持管理					●	
		403	電子納品保管活用システムの運用維持管理					●	
	道路整備課	404	道路事業の総合調整及び関係機関との調整				●	→	→
		405	市町村道路・橋りょう事業の認可事務・指導監督				●	→	→
	高速道路推進課	406	高速道路の建設に係る事業調整及び関係機関との調整				●	→	→
	道路管理課	407	道路清掃及び道路パトロール				●	→	→
		408	道路管理瑕疵				●	→	→
		409	道路施設の維持補修				●	→	→
	治水課	410	河川及び河川管理施設の管理(応急復旧に関するものを除く)				●	→	→
		411	河川の管理に関する許認可				●	→	→
		412	広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム、塩川ダム、深城ダム、琴川ダムの管理				●	→	→
	下水道室	413	市町村上下水道の維持管理指導			●	→	→	→
		414	下水道公社の指導・監督	●	→	→	→	→	→
	砂防課	415	砂防関係施設の管理				●	→	→
		416	富士山火山防災対策	●	→	→	→	→	→
		417	土砂災害情報互通報システムに関する業務	●	→	→	→	→	→
		418	災害関連緊急事業に関する業務			●	→	→	→
		419	砂防指定地内行為の許可等に関すること				●	→	→
	都市計画課	420	被災地の復興計画の策定に関すること				●	→	→
	景観まちづくり室	421	災害対策公共事業の景観への配慮に関すること			●	→	→	→
		422	被災地の復興対策計画のうち、景観形成への配慮に関すること				●	→	→
		423	やまなしの歴史文化公園に係る被害状況の把握に関すること				●	→	→
		424	危険化した屋外広告物への対応措置に関すること			●	→	→	→
	建築住宅課	425	建築基準法に基づく建築確認・検査及び許可等						●
	営繕課	426	工事施工中現場の安全確認			●	→	→	→
	建設事務所	427	被災建築物応急危険度判定に関すること				●	→	→
		428	被災宅地危険度判定の実施に関すること				●	→	→
		429	整備中の道路・橋梁・河川・砂防・街路・公園等の被災状況の収集に関すること					●	→
		430	道路・橋梁・河川・砂防・街路・公園等の災害復旧に関すること					●	→
		431	防災活動拠点の運営				●	→	→
		432	大藏経寺山トンネル等の監視・制御			●	→	→	→
	新環状道路建設事務所	433	新山梨環状道路南部区間・東部区間の災害復旧に関すること					●	→
		434	西関東連絡道路の災害復旧に関すること					●	→
		435	管理所及びダム周辺の維持管理			●	→	→	→
	ダム管理事務所	436	管理用船舶及び艇庫の維持管理			●	→	→	→
		437	関係機関及び共同事業者との調整			●	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
出納局	会計課	438	現金の出納及び保管		●	→	→	→	→
		439	支出負担行為の確認及び支出命令の審査			●	→	→	→
		440	歳入の出納及び歳出の支払			●	→	→	→
		441	現金及び財産の記録管理			●	→	→	→
		442	給与の集中管理					●	→
		443	一時借入金及びその償還						●
		444	所得税の源泉徴収及び県市町村民税の特別徴収					●	→
		445	山梨県収入証紙事務					●	→
	管理課	446	物品調達管理システムの稼働状況の把握				●	→	→
		447	物品調達管理システムの復旧					●	→
		448	本庁の物品(車輌を除く)の購入、修繕及び処分					●	→
		449	物品管理(車輌管理を除く)の総括及び指導				●	→	→
		450	財務事務に関する指導				●	→	→
		451	指定金融機関等に対する業務指導			●	→	→	→
	工事検査課	452	建設工事の検査					●	→
		453	建設工事に係る業務委託の完了検査					●	→
企業局	総務課	454	職員の身分、服務、給与、研修、福利厚生及び健康管理					●	→
		455	会計管理				●	→	→
		456	資金運用				●	→	→
		457	固定資産の取得、管理				●	→	→
		458	工事等の契約締結、物品等の調達				●	→	→
	電気課	459	県営電気事業の運営、管理	●	→	→	→	→	→
		460	災害復旧工事契約等の業務					●	→
	発電総合制御所	461	災害復旧工事契約等の業務					●	→
		462	県営発電所の監視及び制御	●	→	→	→	→	→
		463	発送電記録の整理及び報告			●	→	→	→
		464	給電業務	●	→	→	→	→	→
		465	県営発電所の運用計画			●	→	→	→
		466	塩川発電所の維持管理					●	→
		467	小水力発電所の維持管理					●	→
		468	災害復旧工事委託契約の業務					●	→
	発電管理事務所	469	発電施設の巡回、記録及び報告		●	→	→	→	→
		470	ダム・調整池の管理運営、操作	●	→	→	→	→	→
		471	災害復旧工事委託契約の業務					●	→
	石和温泉管理事務所	472	源泉及び給湯施設の管理			●	→	→	→
県議会事務局	総務課	473	議長及び副議長の秘書	●	→	→	→	→	→
		474	議長及び副議長の登庁			●	→	→	→
		475	事務局職員の登庁、情報収集、連絡体制の整備			●	→	→	→
		476	災害対策連絡会議の開催				●	→	→
	議事調査課	477	会議の議事運営及び議事諸般の整備、処理					●	→
		478	常任委員会及び特別委員会の議事運営、調査研究					●	→
		479	議会運営委員会、各会派代表者会議、議会改革検討協議会等				●	→	→
人事委員会事務局	480	職員採用試験における受験者等からの問い合わせ対応				●	→	→	→
監査委員事務局	481	直接請求				●	→	→	→
	482	住民監査請求				●	→	→	→
労働委員会事務局	483	労働相談						●	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
教育委員会	総務課	484	教育委員会議の開催				●	→	→
		485	教育行政相談					●	→
		486	個人情報保護(照会対応)	●	→	→	→	→	→
	福利給与課	487	教職員住宅の管理復旧						●
		488	教職員の給与、退職手当、旅費及び各種手当				●	→	
		489	教職員の公務災害補償			●	→	→	
		490	教育庁・教育機関及び県立学校の職員の健康相談					●	
		491	(公立学校共済)医療費、年金、貸付、組合員証等に関する相談業務			●	→	→	
		492	(公立学校共済)組合員証、高齢者受給証の再交付業務				●	→	
		493	(公立学校共済)組合員の資格取得・喪失及び被扶養者の認定業務					●	
		494	(公立学校共済)医療費限度額認定証の交付業務					●	
		495	(公立学校共済)休業給付の支給に関する業務					●	
		496	(公立学校共済)災害見舞金に関する相談・支給業務				●	→	
		497	(公立学校共済)新規貸付業務				●	→	
	義務教育課	498	教育職員免許の授与及び検定					●	
		499	人材バンクの管理に関すること			●	→	→	
		500	被災児童生徒の教科用図書の斡旋に関すること			●	→		
		501	教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導、進路指導に関すること			●	→		
	高校教育課	502	県立高等学校等の学校教育の指導②(学習指導・各分掌等の業務)				●	→	
		503	被災生徒の奨学金に関すること					●	
		504	生徒の転入学措置に関すること					●	
	特別支援教育・児童生徒支援課	505	障害児の就学に関すること			●	→	→	
		506	県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関すること			●	→	→	
		507	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に関すること			●	→	→	
		508	いじめ、不登校、暴力行為、生徒指導、教育相談に関すること			●	→	→	
	社会教育課	509	県立青少年センターの管理				●	→	
		510	県立図書館の管理				●	→	
		511	県立科学館の管理				●	→	
		512	県立ハケ岳少年自然の家の管理				●	→	
		513	放課後子ども総合プラン推進業務				●	→	
	保健体育課	514	学校給食の指導			●	→	→	
	教育事務所	515	学校保健、給食、安全指導				●	→	
		516	県費負担教職員の給与・旅費・児童手当、研修				●	→	
	総合教育センター	517	教育に関する情報の収集および発信			●	→	→	
	図書館	518	図書館情報システムの運営管理				●	→	
	県立学校	519	生徒の転入学措置に関すること					●	

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。



YAMANASHI